

◎議 事 日 程（第2号）

平成29年3月7日（火曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 大島一郎君 | 2番 | 吉川三津子君 |
| 3番 | 近藤武君 | 4番 | 神田康史君 |
| 5番 | 竹村仁司君 | 6番 | 高松幸雄君 |
| 7番 | 山岡幹雄君 | 8番 | 大野則男君 |
| 9番 | 加藤敏彦君 | 10番 | 真野和久君 |
| 11番 | 河合克平君 | 12番 | 島田浩君 |
| 13番 | 杉村義仁君 | 14番 | 鬼頭勝治君 |
| 15番 | 鷺野聡明君 | 16番 | 八木一君 |
| 17番 | 石崎たか子君 | 18番 | 堀田清君 |
| 19番 | 大島功君 | 20番 | 大宮吉満君 |

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|------------------------------------|-------|-------------------|-------|
| 市 長 | 日永貴章君 | 副 市 長 | 鈴木睦君 |
| 教 育 長 | 加藤良邦君 | 会計管理者兼 会計室長 | 村津友章君 |
| 総 務 部 長 | 佐藤信男君 | 企画政策部長 | 山内幸夫君 |
| 産業建設部長 | 恒川美広君 | 教 育 部 長 | 石黒貞明君 |
| 市民協働部長 | 猪飼明君 | 上下水道部長 | 横井一夫君 |
| 消 防 長 | 足立信夫君 | 健康福祉部長兼 福祉事務所長 | 水谷辰也君 |
| 子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長 | 伊藤辰明君 | 財 政 課 長 | 伊藤長利君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 佐藤敏彦 | 議 事 課 長 | 加納敏夫 |
| 書 記 | 服部芳樹 | 書 記 | 服部陽介 |

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（大島一郎君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の2番・吉川三津子議員の質問を許します。

吉川三津子議員。

○2番（吉川三津子君）

おはようございます。

子供たちにつけを回さないというスタンスと、格差社会を日々の市民活動の中から感じている一人として質問をいたします。

まず最初に、子育て支援のさらなる充実と子供の貧困対策についてお伺いをいたします。

4月から児童福祉法が改正になって、子どもの権利条約が重視され、子供の生きる力、判断する力を育むことを重視しなければなりません。このことは12月議会でも取り上げさせていただきました。

そして、まず最初に、子供の貧困問題についてお伺いをします。

愛知県もアンケート調査を行い、昨日、中間値が発表されましたが、生活するのに精いっぱい保護者がこうしたアンケートに答える余裕があるだろうかと思っており、結果もそうしたことを踏まえて見ていかなければならないと考えております。

そこで、お伺いをいたします。市はどういった状況が子供の貧困であって、対策の必要性をどう考えているのか、市の考えについてお伺いをいたします。

次に、児童クラブのマンモス化と、定員オーバーの対策についてお伺いをいたします。

皆さんには資料のほうをお配りしてありますが、こちらのほうが、ことし4月からの児童クラブの利用希望者の状況です。このグレーの部分が定員です。そして、右側が利用者数で、赤字は定員オーバー、青の星印は定員の2倍以上を受ける児童クラブです。驚くことに半数以上の児童クラブで2倍以上の児童を受け入れる状況になっております。このような状況で子供の生きる力を育む児童館運営ができるのでしょうか。大変疑問に感じております。

また、子供たちを取り巻く環境は変わり、近所に友達がいないとか、かつては家の前の道路で遊んでも危なくなかったのですが、今はそうはいきません。つまり、児童館は、子供たちみ

んなの遊び場として重要な役割を果たさなければならない時期になっております。しかし、夏休みなどは、一般来館の子供が児童館に行くのと帰ることを促されることもあると聞いております。このような状況で、一般来館の子供たちの遊び場としての機能が果たせていると言えるのでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。児童クラブの定員オーバーへの対策、次年度、29年度の対策はどのようにするのか、お伺いをいたします。

次に、公立保育園の統廃合の問題です。

以前から、公立保育園の見直しについては議会の中でも答弁され、計画案には、今回、永和保育園の民間への移管、そして佐屋中央保育園と佐屋北保育園の統合などのお話が出てきています。

また、発達支援事業を1園で行うとのことですが、どのように運営する予定でしょうか。

また、ライフサイクルを通しての発達支援センター、つまり大人になっても相談できる支援センターを目指しているとかつては聞いておりましたが、その方針に変わりはないのか、お伺いをいたします。

次に、大きな2番目の質問として、予算は編成段階から市民に公開すべきということでお伺いをいたします。

予算の事前公開を提案して4年がたちました。そのとき、市は研究すると答弁をいたしました。この4年間で多くの自治体がホームページで事前公開をしたり、市民から意見を聞く機会を設けたりするようになり、愛西市はおくれをとってしまいました。

積極的な情報公開は、市民協働の基本であります。愛西市は4年も研究をされたわけですので、その結果がどうなっているのか、お伺いをしたいところであります。ぜひ、今後の予算の編成段階への公開についての市の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

そして、3つ目の大きな3番目で、毎回その後どうなったかということでお伺いをしております。まずは、介護とごみ問題についてお伺いをいたします。

4月から始まる新介護保険制度は、市民団体やNPOが訪問介護、通所介護サービスを担う仕組みで、その仕組みは市の責任でスタートされます。3月の広報にはその団体の公募記事が載りましたが、4月1日に本当にスタートができるのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、ごみステーションの問題です。

早朝にステーションからごみを持ち去ることが大変多くなって、すごいスピードを出して走って行って、住民の方から怖いという声を何件かいただいております。資源ごみだけでなく、携帯電話の壊れたものなど、お金になる金属も入っている不燃ごみも持ち去られているのが現状であります。粗大ごみなどは、使えるものはステーションに出してから近所の方同士で声をかけ合って、もらったり、上げたり、譲り合うということで、有効に使われております。仮に持ち去り禁止条例をつくるとしたら、こうしたこともなくなりますので、条例策定には私は消極的でした。しかし、袋に記名した不燃ごみが岐阜県で不法投棄され、排出者責任を問われ、その自治体にとりに来るようにと連絡を受けた市民の方の事例もあり、不法投棄事件にまで発展

していることがわかりました。7割の自治体では、持ち去りの禁止条例を定めており、定めていない自治体にそういった人たちが集まってきているのであれば、条例の制定もやむなしと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

また、立田村議のときにも取り上げましたが、家電などの回収に回っている業者が多く、無許可営業で廃棄物処理法の違反に当たるといふことの指摘をしてまいりました。無料と宣伝しながらも高額請求をされた事例も出てきております。

環境省はこういったパネルをつくっております。そして、啓発を進めています。こういった廃棄物の回収は、愛西市の許認可権である一般廃棄物の許可がないと廃棄物は回収ができません。一般廃棄物の許可権者である愛西市は、責任を持って適正に廃棄物が処理される、そういった啓発をすべきだと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私からは、御質問に対して順次答弁をさせていただきます。

まず1点目の、子供の貧困に対しまして、市はどういった子供が貧困であると捉えておられるのか、また、対策の必要性についてどう考えているかという御質問でございます。

市の考えます子供の貧困とは、経済的な困窮により成長や学習に必要なものが不足している子供、社会的・文化的な経験の機会を失っている子供、社会的に孤立し、必要な支援が受けられない子供、健やかに育ち、自立していく環境が損なわれている子供などを指すものと捉えております。子供の将来が生まれ育った環境に左右をされ、貧困が世代を超え連鎖することがないように、必要な環境の整備、教育の機会均等を図る子供の貧困対策の必要性につきましては、市として十分認識をしておる次第でございます。

続きまして2点目の、児童クラブのマンモス化、定員オーバーに対して希望者数と対策という御質問でございます。

夏季長期休暇中の児童クラブの登録児童数が多いのが現状でございます。まず、児童クラブの登録申請児童数を比較しますと、平成28年度当初が876名に対しまして、平成29年度は897名ということで、21名の増となっております。全ての児童クラブで増加ということではなく、増加しているところもあれば減少しているところもあるということで、地域によって増減に差がある状態でございます。こうした状況にありましては、今、民間児童クラブに協力をいただきながら受け入れ数の確保を図ってまいりたいと思っております。

続きまして3点目に、保育園の統廃合、また発達障害支援の中で発達支援センターを目指すのかという御質問でございます。

まず、今回、保育所において一定規模の人数による保育が必要といふことへの考えから、定員割れをしております公立保育所の適正化を図りたいと考えておるところでございます。

また、障害のある未就学児が日常生活における基本動作、知識、技術を習得するための通所施設である児童発達支援事業所につきましては、健常児と同じ空間で遊びの共有ができる、日

常生活の中で自然に受け入れられる、そういった効果を考慮しますと、2カ所に分散している児童発達支援事業所を1カ所にまとめまして、保育所と併設するのが理想の運営形態ではないかと考えております。

それからもう一点、発達障害者の支援を目指す発達支援センターを目指しているのかという御質問でございますが、早期に発達障害に気づき、医療が必要な場合に対応するため、診療と療育を一貫して実施する発達支援センターにつきましては理想と考えておりますが、まずは現在の児童発達支援事業所が、地域の保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携しまして、支援が必要な子供にタイムリーに必要な相談支援ができる、そういった拠点となることが重要であると考えております。以上でございます。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうからは、予算の関係の編成段階から市民に公開をという、こういった御質問に答弁させていただきます。

予算編成の過程の公開については、1つ目に予算編成方式、そして2つ目に予算の要求状況、3つ目に予算査定結果、こういった各段階において公開に取り組んでいる自治体、そういったことは承知しております。

愛西市では、そのうち査定結果であり、議案として提出する予算案の公開を従来から、また予算編成方針の公開を平成28年度から、それぞれ市のホームページにおいて行っているところであり、各課の要求状況の公開の必要について御意見をいただきましたが、現状として各段階での公開は行っていないところであり、

また、平成27年度から、翌年度の予算編成において重点的に行う優先度の高い施策を重点施策として選定しております。各編成の前段階に、その事業概要に限って公開していくことは検討に値するかと考えておりますが、自治体予算については国の地方財政対策と密接に関連することから、仮に公開しても、財源の裏づけを伴う判断材料と言えるかどうかの点で十分とは言えない、こういうように考えております。

また、従来から総合計画の実施計画を公開しているところであり、今年度から行政改革推進委員会において、各課の事務事業についての評価を公開で行うなど、さまざまな手法で情報公開についての取り組みを進めております。

現時点では、各課の予算要求状況の公開を行う考えはありませんが、今後とも市民協働の前提となる情報公開には可能な限り努めていきたいと考えております。以上です。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

私からは、新しい介護保険について、4月1日からのスタートが切れるのかという御質問でございます。

新しい制度に向けての総合事業を進めるに当たって、昨年来から協議体、あるいはワーキングにおいてお話し合いをしていただきながら、少なくとも現行の要支援の介護サービスを利用してお見えになる方々が、4月1日現在、引き続きそういったサービスを受けられるような体制づくり、そういうものを初めといたしまして、4月1日に新制度に移行すべく準備を進めて

いるところでございます。以上です。

**○市民協働部長（猪飼 明君）**

私のほうには、ごみの関係を2点御質問いただきました。

まず、ごみステーションからの資源の持ち去りの対応につきましてでございますが、市民から連絡があった場合に、持ち去られたごみステーションの場所や時間、持ち去った車両の特徴などをお聞きしまして記録をしております。これらの記録から、頻繁に持ち去られる場所や時間を把握し、市の職員が外向いてマナー違反として持ち去り業者に注意をしておりますが、法的な拘束力はありませんので、抑止に対し実効性に欠けているのが現状でございます。

それから、ごみの持ち去りを禁止する条例を設けたらどうかという御質問でございますが、他の自治体でそういった条例を制定しているところがあるということはもちろん承知しております。しかし、罰則付きの厳しい条例を設けますと、例に出されました、粗大ごみのもったいないと思って市民が持ち帰ると、そういった行為が犯罪になるということもありますので、よく研究していきたいと考えております。

それから、不用品回収と名乗る業者が訪問し、いろいろなトラブルがあるというような御質問でございますが、適正な価格で買い取るということは違法ではございません。御指摘のように、不用品回収業者が廃棄物の運搬代と称して請求する理論につきましては違法な行為となります。こういった場合、相手の特徴や車両番号、領収書を保管して警察に相談していただくことが大切だと思っております。不用品回収業者には依頼しないことと、トラブルになった場合の対処方法などを市民に周知していきたいと考えております。以上です。

**○2番（吉川三津子君）**

では、順次再質問させていただきます。

まず最初に、子育て支援の関係でございます。

子供の貧困率というのは16.3%、6人に1人が子供の貧困と言われております。仮に母子世帯へ経済的支援をした場合、子供の貧困というのはどれぐらい解決されるのか、データとしてお持ちなのか、お持ちかお持ちでないかだけ教えてください。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

母子世帯の経済的支援を行えば、どれだけの貧困が解決するかというデータについては、現在持ち合わせておりません。

**○2番（吉川三津子君）**

私もちょっといろいろな数字を電卓でたたいてみました。今、日本の子供の貧困というのは、例で言うと、3人世帯で所得が211万以下の世帯を大体子供の貧困だなということでいろんな資料に出ております。標準所得の半分以下の所得の世帯というわけなんです、6人に1人が貧困という状況です。今、ひとり親家族は54.6%が貧困と言われております。今、8世帯に1世帯が母子世帯という、大変母子世帯がふえてきております。そのうち男性から養育費を受け取っているのは2割以下と言われてるのが現状でございます。こういった世帯を計算しますと、6人に1人の貧困、16.3%の貧困が、母子世帯に集中的に支援を行うと半分近く解決するとい

うので、一度また皆さんも電卓を入れていただきたいと思うんです。ですから、いかに母子世帯への支援が子供の貧困対策になるかということ、私もいろいろ調べて感じましたので、1つ御紹介として上げさせていただきたいと思います。

今、東郷町では高校・大学の受験料の給付制度が始まります。こういった貧困の子供たちは、こういった高校に行きたいと思っても、やはりお金がかかるとか、交通費がかかるとか、将来に夢が持てなくなっていて、こういった人になりたいという希望も大変低下しております。そういったところで、東郷町のほうでは高校・大学の受験料の給付制度を設けておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。その見解を求めます。

それからあと、私、今気になっているのは中学生の部活です。かなりユニホームを買ったりとか、いろんなところでお金がかかります。そこにぜひ自分の好きな部活ができる、そんな状況に持って行っていただきたい、そこに支援をいただきたいと思います。

それから、以前からファミリーサポートセンターのことをお話ししてきました。総合援助活動です。1時間当たり、利用者、母子の方であろうが一般の方であろうが、700円から800円の利用料がかかります。ですから、困ったとき利用しない。そして、まずは1時間当たり700円、800円かかるファミリーサポートセンターに登録しないといった現状が起きているのではないかと思います。そういったところで、私は以前、厚労省のほうの緊急サポートネットワークのコーディネーターをしていたことがあります。お金がかかるからと4歳の子供を家に残し、ちょっと病気でお熱があったんですよね、家に残し、仕事に行った事例があり、児童相談所が介入したこともありました。

私は、こういったことは子供の命にかかわる問題だと思っています。そして、こうした行為は母親の育児放棄に当たり、児相が介入いたします。私は、愛西市はいろんなサービスがされていて、子育て支援が充実していると思っています。でも、本当に困っている人が救いの手を出してくる、こちらが差し伸べられる、そんな仕組みにしていけない限り、本当に困っている人の助けにはならないと思っています。そういった面で、今3点の母子世帯への支援の事例を挙げさせていただきましたが、その点について市の見解を求めます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

ただいま議員より、母子世帯の子供の貧困対策として3点御提案をいただきました。

御提案をいただきました子供の貧困対策を初め、各自治体、この貧困対策にさまざまな支援策を講じておるところでございます。愛西市としましては、ひとり親の経済的支援として、児童クラブ利用料減免・免除を実施し、自立支援として自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等、増額の予算計上を平成29年度にしております。

また、学習支援などボランティアの方の協力を得て行う生活支援事業につきましては、まず支援を行う人材の確保が必要であると考えます。ひとり親の子育て支援の課題につきましては、平成29年度に設置をします子育て世代包括支援センター運営委員会の場でも議題に取り上げてまいりたいと思います。以上でございます。

#### ○2番（吉川三津子君）

私も最初の質問の中で上げましたが、本当に困っている人はアンケート調査も書いている余裕はないんです。ですから、こういったニーズがあるからこれをするんだでは済まないのが子供の貧困問題だと思っています。そういった面で、困っている人が頼りにできる場所というのは、積極的に市がつくっていかねばならないのではないかと考えています。

私は、この緊急サポートネットワークのコーディネーターをしていた一つの例は、氷山の一角であり、そのバックに幾つも幾つもそういった事例があるのではないかと考えています。経済的に何とか所得があるから大丈夫という問題でもなくて、1人で2つも3つもパートのはしごをしていらっしゃるお母さんもいらっしゃるわけです。時間的貧困です。その中で、子供に愛情をかけられる余裕があるのか、それを考えたとき、本当に子供の人権が守られているとは私は言えないと思っております。そういった面で、ぜひこのひとり親世帯への支援を積極的に進めていただきたいと思うんですが、市長に振ってよろしいでしょうか。この貧困問題については県も力を入れてきております。とっっても見えにくい問題、家庭の中の問題なので、見えにくい問題だと思っております。市長として市の方針、見解を伺いたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

吉川議員からもさまざまな御提案等ございましたけれども、我々行政といたしましても、必ず手を差し伸べなければならないところについては、市が責任を持って対応していくという姿勢で臨まなければならないというふうに思っております。

議員からもお話がございましたけれども、実際にそういった方々がしっかりとした我々の御提案に耳を傾けていただけるかどうかというのがまず入り口だというふうに思っておりますので、先ほど部長もお話をさせていただきましたが、支援を行う人材の確保、これが一番我々としては急務でございますので、そういったことも含めて検討をして、できるだけ早い段階で、そういった方々に対しましてさまざまな提案ができるような体制づくりをまずしていきたいというふうに考えております。

#### ○2番（吉川三津子君）

ぜひ本当に真剣に取り組んでいただけたらなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。母子相談員の方たちも何件かこういった事例にぶつかっているはずですが、そういった中で、忙しくて相談にも来られない、そしてお金がかかるからといってガチャンと電話を切ってしまう、そんな事例も現場では起きているんだらうというふうに思っております。ぜひそういった声も踏まえて、これからさらに充実のほうを求めますので、よろしくお願いいたします。

それから、児童クラブの定員オーバーの関係でお伺いをしたいと思います。

学校の施設というのは、福祉とか防災とかいろんな地域に開放されるようになってきております。そして、現に学校での児童クラブについては、国からの補助金もつくようになってきております。

私は、今、この児童クラブの問題、待ったなしだと思っています。この問題を解決せずして、愛西市の子育て支援が進んでいるとはとても言えないと思っておりますので、この問題は本当



に急いで解決すべきだと思っております。

そこで、教育長のほうにお伺いをしたいと思います。

私は、学校は積極的にこの児童クラブの問題に協力すべきと考えております。そこで、北河田、西川端、八輪、佐屋西では、放課後子供教室に利用していた場所があります。ここを直ちに、夏休みからでも結構ですので、児童クラブに利用できないか、協力できないか、見解を求めます。

**○教育長（加藤良邦君）**

これまでに利用されていた教室、4小学校、多くは体育館の会議室でありますけれども、長期休業中の利用であれば活用することは可能だというふうに考えております。ただ、学校と具体的な利用条件だとか、調整については必要になるかなど、そんなふうに思っております。

**○2番（吉川三津子君）**

ぜひ積極的にお願いしたいのと、今、児童数が減って明らかに教室はあいているはずですが、でも、学校のほうは、あくとも目的教室とか、児童のつくった作品を並べたりとか、そして給食のみんなで食べるお部屋にしたりとかということで、あったからそういった活用をされていると思いますが、ほかの学校についても積極的に協力を求めていただくことはできますでしょうか。

**○教育長（加藤良邦君）**

佐屋小学校で、実際に今年度事例があるわけでありますが、各種の適した教室の存在だとか、そのほか管理上の調整ですとか、そういった調整が可能であれば使っていただくことはできるというふうに思っております。

**○2番（吉川三津子君）**

現に今、急に就職の話が出たと、今足りない保育園とか幼稚園の先生ですよ。でも、夏休みに預かってもらえるかどうかわからないから、就職しますと返事ができないという事例も今出てきているんですね。今は女性も社会に出て働きましょうという世の中になってきているのに、そういった受け皿がないということで、女性の社会進出に今影響が出ている状況です。夏休みを目指して、ぜひ各校に呼びかけをしていただきたいと思いますと思いますが、その辺について教育長の御見解はいかがでしょうか。

**○教育長（加藤良邦君）**

実際にどこの学校のどこを利用するかというようなことも含めて、児童福祉課と調整をしていきたいと、そんなふうに思っております。

**○2番（吉川三津子君）**

では、児童クラブのほうは改善するというところで御答弁いただきましたので、発達障害についてお伺いをしたいと思います。

先ほど少しお話をさせていただきましたが、大人になっても利用できる発達支援センターを目指していらっしゃると思うんですよ。その辺についてはどうなんでしょうか。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

1回目の答弁でもお答えさせていただきましたが、最終的に発達支援センターというのは理想と考えておりますが、まずは今の児童発達支援事業所2カ所に、立田、八開地区と分かれておりまして、そちらのほうの環境改善から進めさせていただきたいと今考えておるところでございます。

## ○2番（吉川三津子君）

今、保健センター、そしてあいさいわかば、社会福祉協議会のほうで、こういった発達障害の方々の相談窓口になっていると思います。私は、将来的にはやはり1カ所で、その人の履歴とか、そういったものをきちんと持つべきだと思っておりますので、そういった内部の情報管理の仕方についてもこれから検討をして、さらなる充実を求めますのでよろしくお願いをいたします。

次に、次年度予算の編成についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、方針とか議案に出すものを公開しているということですが、方針については、10月ごろホームページで私も毎年拝見をさせていただいております。あとそのほか、議案について市民が知るの大体何月になるのか、今どういう状況なのかお伺いをしたいと思います。

## ○財政課長（伊藤長利君）

ホームページ等でできる限り決まったものはお出ししている状況でございますが、最終的には議会の御承認をいただいた中で出しておりますけれども、ここ2年ほどでかなりいろんな情報は出させていただいているというふうに思っております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

一度目の答弁だと、あたかも議会に出てくる前にそういった予算が出てくるような誤解を受けるような答弁でしたので、確認をさせていただきました。実際には、今お伺いをすると、議会が通るまで市民は次年度の事業、予算について知る機会がなく、意見を言う機会がないというのが現状だろうというふうに認識をさせていただきました。

先ほどお話の中で、これからやっぱり積極的に公開していかなければならないという認識を持っているというお話がありました。実は私、先日とても恥ずかしい思いをしたんです。2月15日に県下の無所属の議員が集まって、予算の勉強会、東京のほうから先生を招いて勉強会をしました。そのときにみんなもう予算書を持っているんです。議案の説明もみんな受けているんです。私だけでした。そういった状況で、早目に議員にも説明を全員にされている状況があって、愛西市はどうなっちゃっているんだらうと、正直言うと保守派の方々は事前に説明を市のほうが招集されているようですが、議員にさえ議会にならないとわからない状況って一体何なんだらうというふうに思ったわけです。この状況がやはりほかの自治体とは余りにも違う。名古屋市は早くから、査定の段階から公開し、市民の意見が聞けるような状況をつくっている。ここをやはり何とか打破をしていかなければいけないと思いますが、いつどのようにこの状況を改善していくのか説明を求めます。

## ○市長（日永貴章君）

ただいまの議案の予算、また予算資料につきましては、一応は議会運営委員会をってから

皆様方にそれぞれの議案を配付するという事で、我々当局としては理解をしておりますので、議会の中でもどのような議案について議員の皆様方に周知をするのかということは調整をしなければならぬかなど。我々といたしましては、議員おっしゃられましたけれども、当然ルールにのっとった皆様方に説明をさせていただいておりますので、それを早くするか、後にするという議員の思いは、やはり議会の中でもしっかりと検討していただければ、我々は議員の方々のルールに沿って対応させていただくということでございます。

**○2番（吉川三津子君）**

少し脱線しまして、ちょっと愚痴が出たかもしれませんが、きょうは市民への事前公開ですので、今後どうされるのか、再度答弁のほう求めます。

**○総務部長（佐藤信男君）**

先ほど担当課長のほうから、議会の承認もなしでというような一方的に公開することに対してというような説明、それから先ほど市長からも御答弁をさせていただきました。そういったことを総合的に考え、いろんな状況も判断しながら今後順次進めていきたいと考えております。

**○2番（吉川三津子君）**

いつごろからどうするかというようなことはないんですか。議会の前にお話ししたらそんなようなお話もありましたが、いかがでしょうか。

**○総務部長（佐藤信男君）**

いつごろどのようにするかというような御質問でございますが、先ほど答弁させていただいた答弁と同じようになりますが、今後こういった状況を踏まえて、順次協議していきたいと考えております。

**○2番（吉川三津子君）**

事前に担当者とお話していたのと大分トーンダウンがしておりまして、何年ごろにこうするかというようなお話まで出ておりましたが、実際の答弁には大分トーンダウンはしております。

では次に、介護保険についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、現行のサービスについては4月1日から何かスタートできるようにとかというお話ですが、住民主体のサービスについてはいつごろスタートされるのでしょうか。

**○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）**

新しい体制、仕組みについての準備のスタートは4月1日からというふうで、全体的なスケジュールの中で4月に向けて準備をしておるといって御答弁をさせていただきました。

**○2番（吉川三津子君）**

総合事業、住民主体のサービスも4月からしていくんだよという御答弁でよろしいかと思っております。間違っているならまた間違っていると言ってください。こちらのほうが3月の広報に載ったものです。募集がされました。きょう、私は今まで議員として、財政的なこととか、議員としての発言をしてきましたが、きょうはこのサービスを担う立場ならば、そしてこのサービスを利用する市民ならば今の現状をどう考えるだろうという、そんな視点できょうは質問をさせていただきますと思います。

この募集なんです、募集期間と言いながら、いつまで募集するのかが書いていない。団体の選定はいつするののかも書いていない。詳しくはホームページでと書いてあるので、ホームページを見ました。ホームページにも書いていない。これだけで市民の方がわかるのか。公募に関する説明会もない、これ実際に声を聞いているんですよ。前から、こういうのが始まるから、地域の人みんな頑張らないといけないから、やれる人はやっってくださいねということでお話をさせていただいて、こんなのではわかるわけがない、説明会はないのという話を聞きました。補助団体に決まってから準備するとなったら、4月の公募がいつでしたっけ、3月21日から受け付けが始まるんです。決まってから準備をして、どうやって4月から始めるのよという声もいただきました。運営の仕方のルールがわからないのに手を出せないわと言われました。4団体と6団体になっております。選ばれるかどうかわからないのに、前もって準備したり、声がけなんてできないわと言われました。そんな状況で本当に4月にスタートができるとお思いなのか。できるとお思いならば、どんなタイムスケジュールで4月1日をお迎えになるのか、御説明をいただきたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、手続についてのお話をいただきました。

スケジュール的に大変タイトなという印象は当然私どもも持っております。4月1日にどうしてもスタートということでございますけれども、こちらは先ほど1回目の答弁で申し上げました。まず最低限は、今予防の給付を受けてみえる方々のサービス低下を招かない、まずこれが1点。それからもう一点は、いわゆる住民主体型のサービスについてどう進めていくのかというところで、これは昨年来、答弁の中で何度もお答えをしておりますけれども、大事な国の施策の趣旨として、とても大事な受け皿として認識をしております。ところが、新しい仕組みということでございますので、そういった新たな仕組みづくりを、まして住民の皆様方のいわゆるボランティア的な精神をもって進めていこうとする趣旨に添うべく、今、予算組みをして進めておるわけでございますけれども、こういった部分につきましては、全体的には4月1日スタートを当然移行していくというところでございますが、この住民サービス型の部分につきましては、4月1日からできるかというところにつきましては、今それを目指して、いろんな団体のほうにもお声がけ等をしながら、御理解をいただきながら進めているという状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○2番（吉川三津子君）

それでは、どのような手続をもって、これ今公募がされているわけです。締め切りはいつなんですか。私ずっといろんな自治体を調べました。きちんと募集期間、事前の説明会、募集期間が設けられて、選定機関なんて、もう長いところだと半年ぐらい設けているんですよ。その間にいろんな団体とのやりとりをしながら丁寧にやっているわけです。見てみましてびっくりして、協議体の傍聴もしてきました。そこの中の状況は本当に混乱しているなということを感じてこの間来ました。この受け付けの仕方、選定の仕方、要綱もまだきつと決まっていないから出せないんだろう、協議体の議事録も出ていない、私確認しようと思って見たんですよ。出

ていないんですよ。具体的にこの住民主体のサービスというのは、ここにちょっと上げてあるんですけども、訪問介護、通所介護の、これから要支援者の命の綱になっていくのは住民主体のサービスですよ。これから人数がふえれば、現行並み、そして緩和のところは徐々に徐々に削られ、住民の方々の助け合いで地域で生きていくということになるわけで、とても大切な部分なんです。これが今こういった広報の出し方がされ、この先が不透明で、目標は4月1日じゃない、できるところから、そんなので住民の方々が協力するのでしょうか。そこら辺をもう一度仕切り直しをすべきではないかというふうに考えております。

今、いろんなどころに声をかけてと言われました。前の議会のときにも何団体あるというお話もされました。今現在、徐々に公募されても水面下でいろいろ働きかけをされていると思いますが、この住民主体のサービスをしてくださるところは、確実にここはしてくださるところはどれぐらいあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

以前、協議体あるいはワーキング、そういった段階で、こちらの担当のほうから働きかけをしたその状況の中で、確約は当然とれておりませんでしたけれども、そういった中で予算計上の団体数が出ておるわけでございますけれども、今確実にというお話ではございましたけれども、きょう現在、じゃあうちがやりますという状況のところはまだございません。以上です。

#### ○2番（吉川三津子君）

4月1日から始まるんです。今になって言っても仕方ないかもしれませんが、私はこの介護の問題、約3年近くこの議会でやり続けました。その間にいろんな提案もさせていただきました。いろんな自治体からいただいた資料もお持ちいたしました。そういった状況で、今こういった形になっているのはとっても残念で仕方がないわけなんです。

以前、市のほうから答弁があったのは、要支援者が今716名いる。その中で、この地域で見えていく訪問介護のほうには135人、そして通所介護には350人分のサービスをつくらなければならないというお話を聞いてまいりました。国のほうもこの住民主体のサロンとかは、人口1,000人に1カ所と言っているわけです。29年はある程度現行のサービスが残るので、今要支援の方々はそこでお世話に、29年度はなることができます。でも、新たに要支援になった方々というのはどこへ行くのか。そして、平成30年からは全部こちらに依拠してくるわけです。そういったお尻に火がついたような状況になっているのに、ここにたどり着くためのプロセスができていないということは大変問題ではないのかなというふうに思っております。そこはぜひ、もう一度仕切り直し、いつごろにこういった状況に持っていく、今現在、住民主体のサービスをしてくれるところは、しっかりとここがやってくれるというところはゼロだという答弁がありました。もう一度仕組みをつくり直さなければ、困るのは市民ですので、その辺についての御見解を求めます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、将来に向けての御心配をいただきました。ただ、現行相当、それから緩和型の部分のサービスの受け皿につきましては、基本的に要支援者と判定をされた方々について、新規の方も

含めて御利用は可能だということと、今御指摘をいただきました、4月1日にじゃあこの状態のままでやれるのかというところでございます。ただ、先ほど申し上げましたけれども、この住民参加型のサービスにつきましては、一番いわゆるその受け皿になるベースが大変重要になってくるところでございまして、地域活動の活発に行われているようなところ、あるいは現在そういったサービスが必要になるような老人の方が集って見えますようなところを順次発掘をしながら、お声がけをしておる状況ではございますので、こういったところにもっと力を入れてまいりたいと考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

発掘とか働きかけというのをこの3年間ずっと聞いてきました。ぜひもう一度スケジュールを組み直し、きちんとした仕組みづくりに取り組んでいただきたいと思います。しっかり現場に行けば、こういった方々はたくさんいらっしゃるんです。そういった方々も、私はこういったグループがそこにあるよといったお話もしてきたはずですが、でも、そういったところへの働きがされずここまで来てしまったのが現状ではないかと思っております。

では次に、サービスを提供する団体はこう思う、サービスを利用する市民はこう思うということで、補助金とか利用料について御指摘をさせていただきたいと思います。

訪問のほうは1団体に年当たり5万円、市は、足りない運営費は利用者から会費として徴収してやればよいというようなお話もありました。利用者負担額はこの補助金5万円だとどれぐらいになるのか、多分入会金とか年会費とか、そういった利用料も1,000円以上の金額を取らないとやっていけないと思いますが、その辺についてどのようなシミュレーションをしたのかお伺いをしたいのですが、JAさんには今健康な高齢者のサロン、要支援とか何かじゃないですよ。健康な人のサロンには2時間当たり大体4万ぐらいですか、出ているのではないかなというふうに思いますし、委託金を割りますと1カ月当たり73万円の費用が市から出ているわけです。リスクの高い高齢者のサロンには、1回当たりマックス、要支援とかチェックリストにかかった人の分しか出ませんので、1回当たり1万円しか出ないんです。月当たり4万マックスです。この差は一体何なのか。シミュレーションとこの差について、市民に説明責任があると思いますので、その辺の説明をお伺いしたいと思います。

## ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、補助単価の積算についての御質問をいただきました。

基本的に事業費の全体について幾らかかるからという積算についてはやっておりません。それはなぜと申しますと、先ほども申し上げておりますけれども、いわゆるボランティア主体と申しますか、そういった活動の中でのお助けをいただく活動をしていただいております部分についての助成的な意味合いで、補助金という形で出させていただいております。

それからもう一点、今のおでかけサロンの費用分についての差ということでございます。これは市の一般高齢者向けの事業として事業委託をしておる内容でございまして、補助金とはちょっと質を異にしておる部分でございまして、それぞれの経費部分についての積算が委託料の中でされておると、こういう部分での差であるということでございます。以上でございます。

## ○2番（吉川三津子君）

これから重要な歯車として住民の方たちに動いていただくわけです。それが長期にわたって存続されるような環境をつくるのが、今回の総合事業における市の役割です。そこが大きく欠けていて、今このままでいくと金額、訪問にしても、通所にしても、多額の高価な利用料を市民は払わなければいけない。そして、健康な人は無料で一円も払わずサロンに行ける。今ここに行っているのは、自分で車が運転できるとか、家族が乗せていってくださる方、困っている人は多額のお金を払ってサロンに行く。この不公平感が今市民の方から出ております。その辺について市の見解、説明責任を果たしていただきたいと思います。

## ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

一般高齢者向けの事業につきましては、議員御承知のことと思いますが、合併直後でございますか、平成19年度から委託をしておるといところでございまして、この部分につきましては、当時まだ介護のサービスの受け皿がなかなかなかった部分の延長として引き続きされておりました、全市にわたり9カ所、開催の回数にいたしまして213回を年間でこなしており、延べで3,670名ほどの参加がされておるわけでございます。介護の給付の対象にならないというような視点も含めまして事業実施の継続をしておるところでございます。

いわゆる今回の新たな部分についてとの不公平感ということでございます。

基本的に利用者負担部分については、各事業所のほうで設定をいただくという新たな介護のほうの事業では区分をしておりますので、そういったところで御理解がいただきたいと思えます。以上です。

## ○市長（日永貴章君）

それでは、私からも御答弁をさせていただきます。

健康な高齢者の方々が通っていろいろ活動していただく場が非常に重要だということは、議員も御承知かと思えますし、我々もそういった意味でサービスを提供させていただいております。

今後につきましては、当然介護保険法の改正によりまして、現在我々としては各種団体の方々、そしてボランティア団体の方々といろいろな協議を進めてきておりますけれども、なかなかうまくいかない部分も当然あるというふうに認識をしております。しかしながら、行政と団体さん、そして市民の方々が同じ目線に立って議論をするということは非常に重要だというふうに思っておりますので、やはり改めて我々行政の担当も、どういった議論を踏まえて今の現状に至ってしまったのかということをしかりと再確認をして、さらに今後4月には当然間に合わない部分もありますけれども、市民の方々、特に利用される方、その家族の方々がしっかりとサービスを受けていただいて、安全で安心に市内でお過ごしをしていただけるよう、我々としても親切・丁寧に説明をしていく。そして、その中で出た課題についてどのようにクリアしていくのかということを考えていかなければならないというふうに思っております。当然、今まで介護保険の要支援でも利用者負担はございましたので、それとの比較もしながら我々としては考えていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（大島一郎君）

吉川議員の発言時間は終わりました。

質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開を11時15分からといたします。

午前11時03分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、暫時休憩を解き、再開をさせていただきます。

次に、質問順位2番の12番・島田浩議員の質問を許します。

島田浩議員。

○12番（島田 浩君）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大項目といたしまして、広域的な消防防災体制の連携について、小項目といたしましては、防災、消防それぞれについて、その現状などをお聞きしたいと思います。

お聞きした上で、国が期限内の広域化を推進しております消防の広域化については、今後の取り組みについても詳しくお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、甚大な被害を出しました東日本大震災から間もなく6年がたとうとしています。昨年の熊本地震からも、早いもので1年が経過しようとしております。そのほかにも、風水害を含め、大規模な災害が間を置かず全国各地で発生しております。昨年の熊本地震でも、繰り返しテレビで報道されましたが、無残に崩れた市役所の庁舎、立入禁止となった庁舎の映像を目にするたびに、これが愛西市だったらどうだったか、考えたものでございます。

その点、愛西市は免震構造を持った統合庁舎の建設を計画どおりに進める決断をされ、また引き続き支所や学校など避難所の耐震化についても進めていることは安心に値するものと考えます。これは、災害時には対策本部として24時間体制での対応に当たる市役所の職員の方たちもひしひしと感じていることと思いますが、これらの教訓を踏まえ、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震に対応するために、まずは防災拠点や避難所の耐震化、この議会にも補正予算が出ておりますが、こうした被災者の支援の拠点にもなる各庁舎などの耐震化に加え、やはり被災した場合の広域的な相互の応援体制の確立、そして広域避難や救助等への備えを充実させていくことが急務だと思っております。

熊本地震の発生直後、当市にも要請を受け、市長は市内企業の協力も得て、被災地である菊池市に対し物資を輸送、被災地にいち早く支援の手を差し伸べられたのは感慨深いものでございました。これは、ポート協議会場を通じた関係市町村との協定に基づくものであったようでございますが、この近隣市に先駆けての支援については、物資の積み込みや出発の様子までが大きく報道され、ある意味愛西市の行動力、速攻力とともに、広域の相互応援体制の重要性が広く内外に示された結果となったこと、評価できるものと考えます。

そこでお尋ねします。広域防災体制、とりわけ応援体制について、市が構成団体となってい



る自治体間の相互応援協定について、これまでどのように進め、こういった実績があるのか、そして今後どのように進めていくつもりがあるのか、お示しいただきたい。また、昨年締結された西尾張地区9市による協定については、その経緯、目的と意義、内容についてもお示しいただきたいと思います。

続けて、次に消防の広域化についてお尋ねします。

大規模災害の第一線で人命救助等の主体となるのは、言うまでもなく市・消防でございます。

昨年12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災、激甚災害にも指定された異例の火災であったわけでありましたが、あそこまで被害が拡大した原因として、まずは都市計画、木造住宅の密集など火災に強くなかったこと、また天候、激甚災害の要件にもなりました非常に強い風が吹いていたこと、そして消防力、火災に対する絶対的な消防力の不足、また近隣消防からの応援がおくれたこと、これは新聞にも載っておりました。糸魚川市の人口は約4万4,000人、平成の合併後の人口であります。この人口の規模の消防本部の組織体制で求められる高度な消防力の基準を充足していくには難しかったということではないでしょうか。報道を通じ、考えさせられたところでございます。

折しも国は、市町村の消防の広域化に関する基本指針を定め、延長した期限である平成30年4月1日までの広域化の推進について、財政支援の対象事業を拡充して、その取り組みを推進しております。また、愛知県も計画を定め、推進しております。

この海部地区においては、単独と一部事務組合を合わせて5つの消防本部がありますが、これまで通信指令の共同運用と無線のデジタル化については、先行して取り組みが行われたところでもあります。しかしながら、多額の経費をかけて先行投資したのは、組織体制の広域化、海部地区全体の広域化を前提としたものだったはずであります。先行投資に見合う効果はあったのか、またその後、具体的な方向づけや協議については進んでいるのでしょうか。

そこでお尋ねいたします。海部地区の消防の広域化について、国や県の方針はどうなっており、検討はこれまでどのように行われ、市としてどう対応してきたかお示してください。また、通信指令の共同運用と無線デジタル化について広域化の効果はあったのか、具体的にお示しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

まず私のほうからは、愛西市が構成団体となっている自治体の相互応援協定につきましてお答えさせていただきます。

広域的な災害対策を効率的に展開することを目的としまして、平成19年3月に三重県桑名市及び岐阜県海津市と協定を締結しております。平成24年2月には、海部地区の津島市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村と協定を締結しております。平成24年の7月には、稲沢市と協定を締結しております。同じ月に、全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村、24町村でございしますが、協定を締結しております。平成28年7月に、西尾張9市、一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、弥富市、あま市、愛西市でございしますが、9市で協定を締結しております。実績としましては、昨年の熊本地震で被害を受けました、先ほど申し上げました

が、ボート場協議会の関係で、熊本県菊池市のほうへ飲料水やブルーシートを送っております。今後も引き続きまして、被災したときには円滑に相互の応援活動ができる体制を逐次構築していく必要があると考えております。

それから、平成28年7月に提携しました西尾張9市の協定につきましては、東日本大震災の傷が癒える間もなく、広島市で土砂災害、常総市での堤防決壊による広範囲な水害など、大災害が毎年のように発生しまして、4月には熊本県、大分県において甚大な地震が発生いたしました。このようなことから、木曾川に沿って北東に位置する犬山市から南西の弥富市まで、おおむね50キロ離れておりますが、地形もさまざまでございますが、災害時に9市の相互応援体制を構築していくことは、いざというときの大変心強いものとなるというふうに考えております関係で、広域的な応援協定を結んでおります。その協定の内容でございますが、大規模な災害が発生し、被災した市の要請に基づきまして、食料、飲料水や生活必需品、救援活動の資材や医薬品などを提供したり、職員の派遣、被災者の受け入れ、ボランティアのあっせんなどを協定しております。また、予知できない災害に備えるため、適宜情報交換及び研修を行っております。

私のほうからは以上です。

#### ○消防長（足立信夫君）

海部地方の消防広域につきましては、平成18年7月に、総務省消防庁より市町村の消防広域化に関する基本指針が告示され、愛知県消防広域化推進計画に、広域化対象市町村の組み合わせにおいて海部圏域の人口約30万人規模の枠組みが示されたことにより、平成20年5月の打合会を皮切りに、ほぼ毎月勉強会を開催し、平成21年2月からは担当者会議として実務的な検討を重ねてまいりました。関係市町村及び消防本部の担当レベルによる勉強会や検討会議を開催し、検討状況を定期的に関係市町村、総務担当部長及び消防本部消防庁による勉強会や首長会に報告してまいりました。平成22年度中にほぼ広域化への課題等について検討作業が終わり、平成23年2月に最終的に検討状況を報告しましたが、その後、具体的な方向づけや協議等には進んでいない状況でございました。

消防の広域化は平成25年4月に一部改正され、平成30年4月1日までに5年程度延長されており、広域化の規模についても人口おおむね30万人以上から、地域の実情を十分考慮することに基本指針も変更されました。

平成27年度から、担当者レベルにて消防の広域化について協議をしておりますが、なかなか実現に向けて進んでいない状況であります。通信指令の共同運用と無線のデジタル化については、広域化と別に協議を進め、平成23年2月に首長間で合意され、指令業務の共同運用は平成25年4月、無線のデジタル化については平成27年4月に供用を開始することができました。

共同運用の効果であります。海部地域の災害を全体に指令センターが把握することにより、具体的な例を挙げますと、東名高速道路上で発生した多重事故により負傷者多数という情報が入れば、共同運用する前では、各消防署に救急車の出動状況を聞いて応援要請をしておりましたが、海部地方消防指令センターでは5署の救急車等の出動状況を把握しておりますので、待

機せず、直近の救急車にいち早く指令を出すことができるようになりました。

糸魚川市で発生したような大規模な火災が発生した場合でも、指令センターを共同運用したことにより、いち早く応援要請ができる状況になっております。また、デジタル無線を整備した結果、秘匿性が向上したことと、音声が非常に鮮明になりました。以上でございます。

#### ○12番（島田 浩君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

まず、災害時の相互応援体制については、いざというときに大変有効なものでありますので、県・近隣市町村とより一層の連携強化を図っていただきたいと思います。

また、市町村との相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加え、また広域化した災害時にも備え、遠方に所在する市町村との間の協議締結に考慮していただきたいと思います。

また、消防の広域化につきましては、現時点では通信指令の共同運用と無線のデジタル化についての効果のみとなりますが、今すぐ聞いて、ぱっとイメージできるものではございませんが、一定のスケールメリットはあったのかなということはわかりました。

それでは、防災、消防とも順次再質問させていただきます。

海部地域の津波避難対策について調査研究を行うため、愛知県の海部県民センターを事務局にして平成26年に海部地域津波浸水避難研究会が設置されております。また、愛西市におきましては、平成28年度、今年度中でございますが、津波避難計画を策定することになっております。広大なゼロメートル地帯を抱えるこの地域一帯は、一旦堤防が切れると長期間にわたり水が引いていかない、このため、一時避難でせつかく津波から命を守った市民が、次に安定した生活ができる場所まで移動しなければいけないという地域の特性があります。

この2次避難でございますが、避難先をこの地域から外に求めないといけない、こういった課題を各市町村ではどう考えて調整していこうか、各市町村がこの研究会で調査研究を進めているようでございます。

そこでお尋ねします。一時避難で命を守った市民の2次避難以降の避難先について、愛西市ではどのくらいの規模が必要となるのか、おおよそで結構でございますので、その数をお示しいただきたいと思っております。また、海部地区だけで補えない避難先の確保については、各市町村の意向をどのように把握し、今後市としてどのような立場で対応していくのか、お答えいただきたいと思っております。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

一時避難、「一時」は「いつとき」というふうに申し上げさせていただきます。一時避難で命を守った市民の2次避難以降の避難先について、愛西市ではどのくらいの規模が必要になるかということにつきましては、平成26年5月に愛知県が公表しました愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果の理論上最大モデルにおいて、愛西市では津波浸水深30センチ以上の区域の人数を約3万7,000人と想定しております。

現在、県と海部地域の各市町村で構成しております海部地域津波浸水避難研究会において、

一時避難により助かった避難者を長期湛水する地域からの2次避難の方法や、海部地域で浸水しない地域を広域避難拠点の候補地として検討をしております。

海部地域だけで避難者の対応ができなければ、他の地域への広域避難も考える必要があります。まずは協定先との受け入れ調整になると思っております。今後は、市といたしましては各市町村の課題を共有しまして、さまざまな想定を踏まえた中で関係機関との共有をしながら、広域避難の連携体制を構築していきたいと考えております。以上です。

#### ○12番（島田 浩君）

どうもありがとうございました。

この海部地域広範囲に受ける災害に対しまして、ぜひとも多くの自治体と連携体制の構築を図っていただきたく思うわけでございます。

また、今後、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の場合、伊勢湾という内海であろうとも、津波は川を遡上して、堤防の決壊などに陥った場合、この地域でも2メートルから5メートルほどの津波被害に遭うことが予測されているわけでございます。

私の地元、西保町では、昨年メドラインという大きな物流センターが建てられました。正式にはメドライン・ロジスティクス・ジャパン合同会社愛西物流センターというのでございますが、既に業務を開始されておられます。万が一の大災害時に、そのメドライン物流センターを命を守る一時避難所として認めていただけないかということで、昨年10月に私と西保町の総代とで、地元としても強い要望を示そうとお願いに上がったわけでございます。そのときには、メドラインのセンター長様が対応していただき、話を伺ったわけでございますけれども、非常に前向きな御返事をいただいたわけでございます。

また、同時に、センター長様の御案内で物流センターの中も全て拝見させていただき、そのときセンター長様が、避難時には、この大きなフロアを避難スペースにさせていただければいいんじゃないかとか、同時にこちらの部屋も利用できるんじゃないかなと思いますとか、北側のこの屋上ならヘリコプターから救援物資等をおろすこともできますなどおっしゃっていただきました。本当にありがたいことでございます。もちろん命を守る一時避難所として市が協定を結ぶことが第一前提でありますので、この協定に向けた市の現在の進捗状況、また課題等あればお示しいただきたいと思っております。

また、いざ災害時は、人それぞれパニックに陥ってしまい、どのような行動をとればいいのか判断が難しい状況になると思われまます。そういった人たちが一時避難されるに当たって、市として行政防災無線等で災害時にどのタイミングで避難指示や避難勧告を出されるのか、そのようなマニュアルづくりを行ってみえるのかお伺いいたします。夜中に起きる災害については、宿直職員が対応に当たるわけでございますが、いま一度確認をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

メドラインさんとの協定につきましては、3月、今月中に何とか協定締結に向けて現在進めているところでございます。

その協定に当たっての課題でございますけれども、従業員さんのいない夜間等の使用をどうしていくかということが課題となっております、今、細部にわたって調整中でございます。

それから、地震津波災害の場合の避難勧告等の判断・伝達マニュアルにつきましては作成しておりませんが、地域防災計画の発表基準の目安により避難勧告や指示を行うことになっております。夜中の震度4以上の地震の場合、対応職員が参集するまで宿直職員による一時的な対応になるということになっております。

#### ○12番（島田 浩君）

今月中に協定が締結されるということをお聞きいたしまして、近くに住む私どもといたしましては大変安心することと思えます。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成も検討していただき、万が一のときのすばらしい対応ができるよう望むものであります。

続けて、消防の広域化について再質問させていただきます。

県の計画も踏まえ、海部地域全体を一つのエリアとして議論が始まって以降、組織の広域化についてはなかなか進んできていないという御答弁だったと思えます。

地域全体の人口である30万人規模といえ、一宮、豊橋、豊田、岡崎といった中枢市の消防でございますから、高度化する各消防に求められる基準の充足に向け、広域化によって改善される可能性は高いのではないかと、これは公表資料と比べてみてもわかることとあります。ただし、さきの町村合併の教訓も踏まえると、広域ありきの拙速な協議はいけない。かといって、平成30年4月の期限、これには財政支援措置の期限も絡んできますが、この期限を踏まえますと、いつまでも引き延ばししておくものではないと思えます。

県内でも、日進や長久手、豊明などの消防について、期限内の広域化を目指し、具体的な協議が進んでいるようでございます。

そこでお伺いいたします。消防の広域化に向けた各市町村の態度については、前向きなのかそうでないのか、これまで協議を通じて市としてどのように把握しているか、率直な認識についてお伺いいたしたいと思えます。

#### ○消防長（足立信夫君）

済みません、答弁の前に、先ほど御答弁させていただきました具体例のところ、東名高速道路と答弁させていただきましたが、こちらは東名阪高速道路でございました。失礼いたしました。

それでは、答弁に入らせていただきます。

人口約33万人の海部地区は、単独消防本部の津島市、蟹江町、愛西市と、あま市、大治町を管轄する海部東部消防組合、弥富市、飛島村を管轄する海部南部消防組合があり、消防の広域化は市町村によって温度差がかなりとあると感じております。しかしながら、海部地方消防長会にて、愛西市から海部地方と同規模の人口約30万人規模の県内消防本部の状況を資料提供し、比較したところ、効率化によって生み出された人的及び財政的余力にて現場活動要員を充実することができるメリットが見込まれることから、今後実務的な検討を進めていく必要があると

感じております。以上でございます。

#### ○12番（島田 浩君）

町村合併と同様、流れ続いた体制を変えていくことについては誰しもが不安があり、とりわけ周辺部の消防であるとか、これまで単独でやってきた自治体にとりましては、損か得かでさまざまな抵抗を招くものでございます。しかしながら、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえると、限られた経費で消防力を充実・強化していくためには、今のままでよいというような選択肢はないのではないかと、少なくとも協議を動かしていく必要があるのではないかなと思います。

平成30年4月の法期限を踏まえ、現在停滞している消防の広域化の議論をどのように進めていかれるつもりなのか、お伺いしたいと思います。また、市として、各市町村に対しまして積極的に呼びかけていくつもりがあるのか、御所見をお伺いしたいと思います。また、各市町村の対応によっては、個別の自治体と連携協議も考えていくつもりがあるのか、お伺いしたいと思います。

#### ○消防長（足立信夫君）

平成29年2月17日に行われました海部地方の消防長会、消防広域化の協議内容について愛西市から議題を提出し、内容につきましては、今後海部地方の消防を構成する7市町村の人事・財政部局の会議に加え、事務的な検討を行って見たらという提案をさせていただきました。今後も5消防本部で、消防体制の基盤強化による住民サービスの向上、人員配置の効率化と充実が図れる広域化について協議を進めていく予定でございます。進展があれば、海部地方の広域化について大きく前進することが予想されます。

なお、全国的に広域化が停滞していることから、総務省より平成29年1月に、消防広域化について、平成30年4月以降の考え方が一部情報提供されました。そこには、広域化ができなければ業務の連携強化というものがございました。7市町村で協議した結果、消防の広域化が困難ということであれば、広域化にとらわれず、市民目線に立ち、各自治体の境界部分で相互応援協定を強化することにより、現場到着時間を大幅に短縮できるようになれば、地域住民にとってのメリットははかり知れないものになりますので、そのような協議についても愛西市から提案し、できることから進めるというスタンスで臨みたいと考えております。以上でございます。

#### ○12番（島田 浩君）

どうもありがとうございました。

広域化による体制強化は待ったなしの課題でありますので、あわせて将来必要となる維持更新財源の確保が進むよう期待し、また強く要望したいと思います。

最後に、今回の私の一般質問を通じて、総括的な御意見を市長からお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、島田議員の質問に対しまして御答弁をさせていただきます。

まず最初に、1点目の広域防災の体制についてでございますけれども、先ほど答弁にもありましたが、毎年のように大災害が全国各地で発生をいたしております。おかげさまで、この海部地域におきましてはこのような甚大な災害は近年発生をしておりませんが、いつこのような災害が発生するかもわかりません。我々といたしましては、まず市民の皆様方には日ごろから逃げる意識を持っていただくよう、防災意識の徹底を現在進めていております。

また、災害発生時の行政としての役割をしっかりと果たすことのできる体制などを構築していかなければならないというふうに思っております。そして、広域避難を初めとする避難体制のあり方など、県などと連携協力し、その対応について今後も検討を進めていきたいというふうに考えております。

そして、2点目の消防の広域化についてでございますけれども、これにつきましては、海部地区広域行政連絡調整会議におきまして、海部地方の消防広域化についてを議題としております。現在、担当者レベルにおいて協議を進めている状況でございますが、先ほど消防長からも御答弁をさせていただきましたが、なかなか実現に向け進んでいない状況でございます。しかしながら、先ほど経緯も説明をさせていただきましたけれども、過去からのこういった協議の経緯、そして国・県の動向から見ても今後においては広域化による消防体制の基盤強化や住民サービスの向上を図るため、人事・財務部局も交えて積極的に協議を進めていかなければならないというふうに考え、提案をしてきております。

そして、法的な改正につきましても順次進められておりますので、そういった場合、我々の愛西市消防として今後どのような体制をとらなければならないかということもございまして、そういった情報をしっかりキャッチをして検討をしていながら、地域の安全・安心のために努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（大島一郎君）**

それでは、12番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。午後1時から再開をいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

次に、質問順位3番の8番・大野則男議員の質問を許します。

大野則男議員。

**○8番（大野則男君）**

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

初めに当たり、私には常に住民の方に責任説明がありますので、真剣に私も行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、大項目1として、愛西市保育所等基本方針検討委員会の進捗と内容についてお尋ねをしたいと思います。

保育所等基本方針の検討委員会については、吉川議員のほうからもるるお話がありましたが、私からは国の動向を含め、今現在の若い世代のお母さん方の保育に対する要望をお話しさせていただき、まちづくりという視点の中でもお尋ねをしていきたいと思っております。

現在、国では、子育て・介護対策と経済成長の循環に重きを置くことで、女性や中高年の働き手の増、将来の不安の解消、消費拡大、出生率の上昇、企業収益の拡大や賃上げ、国や地方の税収増の循環づくりを目指している中、保育のあり方がいろいろな角度より検討されている。そこで、全国的にも幼稚園に対する入園者が67万人定員割れも起きている。1978年に約250万人をピークに減少傾向をたどり、2016年には134万人へとほぼ半減している現状であります。このことからいっても、全国的なことだけでなく、愛西市においても同じことが言えると思っております。保育園に入園者が逆に全体の61.8%、在籍児童214万人に移行していることも現状としてあります。

そこで、愛西市保育所等基本方針の検討を今行う理由と内容を検証させていただきたいと思っております。

まず1つ目、安心の子育ての考え方。2つ目、保育に対する考え方と対策、保母さん方の公立、私立の給与の差と雇用体系をお尋ねしたいと思っております。3つ目、大規模施設にする方向でのリスク。4つ目、近隣の市との分析をどうされたのか。5つ目、基本方針作成に当たり、保護者、若い御夫婦の方々、住民の皆さん、子供たちの立つ位置での検討か等をお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、市におけるあかすの間の踏切問題が国土交通省から発表があり、我が市にも1カ所指定を受けておりますが、どこで、またどういう対策をどのように考えておられるのか。そして、その対策をとるに当たって、近隣との連携をどう考えておられるのかをお尋ねをしたいと思っております。

大項目3として、工業団地造成、企業誘致、今後として、今いろいろな問題を抱えながら、なし遂げる、成功させる一点で我々はいろんな角度でいろんな諸問題も含めて賛成をしてみました。次につなげなければならないと私は思っておりますが、どう考えておられるのかお尋ねをしたいと思っております。

最後に、平和出張所の廃止問題です。

もともとあるものがなくなるのは、住民の方からいえばサービス低下としか受け取れなく、ただ廃止では納得できず、代替案をお示しいただかなければならないことはずうっと言い続けており、5,000名もの反対に対する署名を含め、代案をそろそろきちっとした形でお示しをいただきたい。先般から証明書発行機（コンビニ）での、これは幾度となくお話をいただいておりますが、まだこの中にもわかっておられない方がお見えでありますので、マイナンバーの現状も含めお尋ねをしたいと思っております。

以上、壇上での質問を終わりとし、再精査をさせていただきたいと思っております。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、愛西市保育所等基本方針検討委員会の進捗と内容、大項目1につきまして



順次お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の安心の子育ての考え方でございます。

幼稚園と保育園の機能を持ち合わせた施設で、質の高い幼児保育を目指すもので認定こども園がございます。国は、この認定こども園の移行を促進しておるわけでございますが、認定こども園には幼稚園に保育部分が加わった型と保育所に教育部分が加わった型のおおむね2種類でございます。愛西市では、保育所から認定こども園の移行は平成28年度に1園が移行、平成29年度からは2園が移行予定になっております。幼稚園は今のところ移行の予定は聞いてございません。認定こども園は、保護者の就労の有無等に関係なく入所可能であります1号認定子供の枠がございまして、保護者の就労等の状況が変化しても利用継続していただけるというメリットがあります。

続きまして、まちづくりを進めるに当たり、市としての保育の考え方という御質問でございますが、保育という観点からまちづくりとして市が目指すべきポイントといたしましては、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援、次代を担う子供の健全育成のため、地域全体が子育てにかかわる機運の醸成、保育料の軽減などによる経済的支援、延長保育・一時保育など各種保育サービスの充実、優良な子供の遊び場の提供などではないかと考えております。

続きまして、保育士の公立、私立の給料格差及び雇用形態ということでございますが、民間保育所と市の保育所の給料を初年度と対象経験年数の年において比較をいたしますと、公立と市が把握をしております対象経験年数者がいる民間保育園給料の平均では、愛西市においては民間の給料が現状上回っている状況。あくまで市のほうで把握できるところでございます。

また、雇用形態につきましては、保育士の不足がございまして、公立、私立園とも、非常勤及び短時間勤務保育士を雇用しながら運営をしておる状況でございます。公立保育園も保育士の半数近く非常勤保育士の雇用をしておりまして、保育士確保に苦慮をしておる現状でございます。

3点目の大規模施設にする方向でのリスクでございます。

小規模の保育がございまして、これは通常ゼロ歳から2歳の幼児を対象といたしまして、6人以上19人以下の保育体制で行うものでございます。今回の適正化計画につきましては、定員の適正化を実施することが目的となっております。保育の運営については、最低基準に準じて実施するため、保育の内容には影響は見られず、定員割れをしている現状の状況と比較して保育士の充実が図られるため、保育の質は向上するというふうに考えております。現在、市では小規模保育の実施はございませんが、ゼロ歳から2歳の需要が増加していることから、今後ニーズに合わせて進めていくことも視野には入れております。

近隣市の分析でございますが、まず近隣市の公立、私立の状況を答弁させていただきます。

愛西市は公立4園、私立9園でございます。弥富市は公立9園、私立1園、蟹江町は公立6園、私立1園、津島市は公立2園、私立9園、あま市は公立9園、私立3園となっております。また、定員状況につきましては、愛西市では公立が80%、私立が107%、弥富市では公立77%、私立111%、蟹江町では公立93%、私立123%、津島市では公立65%、私立95%、あま市では公

立99%、私立101%と定員の入所状況はなっております。

また、市外からの受託の園児数でございますが、平成29年2月1日現在ではございます。愛西市が163人、津島市が28人、弥富市5人、蟹江町2人、あま市12人で、愛西市の他市からの受託園児数が隣接と比較してかなり多い人数を示しておるということでございます。

5点目といたしまして、基本方針作成に当たり、保護者、住民、子供たちの立ち位置での検討かという御質問でございます。

今回の基本方針を定めるに当たりましては、平成26年度に公立保育園、4園の保護者に対しまして、保育園の入園に際し何を重視するかという項目の調査を実施しております。保育園選択の重視項目といたしまして、自宅から近いこと、公立保育園であること、職場に近いまたは出勤途中であること、駅に近いことなどを項目に上げて調査をいたしました。調査の結果、自宅から近いことが約7割を占めまして、保護者にとって保育園選択の要素として何より重視されるのが立地条件ということで、公立保育園に思ったほどのこだわりがないということが判明をいたしました。こうした保護者の意向も踏まえまして、児童数が減少傾向にある中、公立保育園の統合化、民営化を図り、限られた人員資源で保護者の多様な保育ニーズに応えていくというのが、今回の方針案でございます。

また、基本方針検討委員会の中には公募委員も加わっていただいております、委員会では貴重な御意見、御発言をいただいております、そういう状況でございます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、あかすの踏切という関係で1点目、御答弁をさせていただきます。

今回、国土交通省が踏切道改良促進法に基づき改良すべき踏切道として、全国529カ所の指定を行いました。その中の一つに愛西市内の佐屋踏切が指定をされております。佐屋踏切の場所でございますが、JR永和駅の西側にある県道津島・蟹江線との踏切であります。この踏切は、都市計画決定で道路が鉄道の上を行く跨線橋で計画されておりますが、県に確認したところ、すぐには整備は難しいとのことでありました。渋滞解消のためには、近隣市町との連携は必要と考えております。

もう一点、工業団地の件でございますが、市としましては、まず現在行っております南河田工業団地を成功させることに全力を挙げたいと考えております。以上でございます。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

私のほうからは、永和出張所廃止に伴う代替案の件でございます。

まず、5,000名もの反対署名をどう考えておられるかについてでございます。

平成23年8月に5,105名の永和地区の方々の署名を添えて存続を求める要望書があったということは、今でも深く受けとめておる状況でございます。

それから、廃止に対する代替案のことでございますが、代替案につきましても、総合的に検討をしております。昨年12月議会でもお答えいたしました、コンビニでの住民票の写し等の発行につきましても、設置費用、またその後の保守等の維持管理費用が多額となるため、証明書発行に必要な個人番号カードの愛西市民の交付率がまだ6.8%と低い状況を踏まえまして、

それについては慎重に対応していかなければならないと思っております。代替案の一つの中に永和郵便局での対応も1つ考えております。地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律がございまして、それによりまして、郵便局での住民票の写し等、印鑑登録証明書、または納税証明書の交付が受けられるようになったということは承知しております。そこで、永和郵便局での証明書等の発行事務につきまして、そのほかに課題や費用面など、今現在研究しているところでございます。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

御答弁ありがとうございました。

それでは、再精査ということでさせていただきたいと思えます。

まず、保育関係、保育所の問題ではございますが、現時点での国、保育のあり方、そんなところをるる回答をいただいたんですが、再度、市として現状どういう保育のあり方というのがベストなのかを含めて、基本方針を検討委員会で今検討を行っているということなんですが、現時点でなぜ行わなければならないのか。その理由と方向については、また再度お話をさせていただきますが、とにかく今回、12月定例会でそんな話が少しあった中で、第3回目を私、傍聴に行っていました。第3回目ではほぼ内容が固まって、スケジュール予定表まで配付をされて、もう計画がほぼ決まっている、そんな状況で、部長にもお話をさせていただいたんですが、なぜ今やらざるを得ない状況にあるのか、理由をお尋ねしたいと思えます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

現在、なぜこの検討委員会で検討を行わなければならないかという御質問でございます。

今、保育所の入所児童数は減少を続けてございます。公立保育所につきましては4園定員割れの状況でございまして、市内の私立保育所におきましても市外から児童を受け入れすることによって定員を維持している状況でございます。今後、乳幼児の人口は減少が見込まれまして、近隣市町村も同様に減少することを考慮いたしますと、公立、私立とも将来的には定員割れの状況に陥るのではないかと推測します。

私ども、保育としましては、子供が発達していく上で、集団の中で生活するということが大切なことだと思っております。自主・自立性、協調性がその中で培われるものでありまして、一定規模の人数による保育が必要ということで、今回公立保育所の適正化を計画に盛り込ませていただきたいと思います。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

部長、基本的に今お話ししたように、今現在の保育のあり方がどういう形がベストなのか。これは新聞等々の記事を記載して、表示をさせていただいておりますが、今るるお話の中で、子供が少なくなる、子供たちが減少していく。その中で、例えば私の住むまち、永和においては定員が140名で、105名ぐらいしか入園者数がない、入園率が低い、だからこういう検討に入ったんだというお話なんですが、我々民間、年間の売り上げが5億あったやつが2億になったら、2億の固定費で、2億のベースで1年間どう過ごすか、そしてどう売り上げを上げるか常に考えて行動していくのが民間でございます。入園の率が悪い、140人だったら100人の予定人

数にすれば、教室が余っているものなら、そこを何かに有効活用ではないけれども、これは先ほど午前中の話でもるるあったように思うんですが、そこら辺も含めて、本来民間の考え方はいけないとは思いますが、何も入園率が悪いという話は、100人にすれば105人おれば100%になりますわね、これ。そんなことも含めて、まずは部長のほうには本来の子育て、保育のあり方が一番ベストなのは、市としてもどう考えておられるのかというところをお尋ねしたいと思います。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私どもが考える保育のベストといたしますのは、適切な保育環境で社会的な集団生活を学ぶ上での適正な定員、物理的に部屋の中における適切な定員の中で保育を行わせていただく、それがベストと考えております。

それで、今回、愛西市内には公立保育園4園ございますが、私立保育園も9園ある中で、保育園の特色として居住地に捉われず市内のどの保育園も選んでいただけますし、場合によっては市外の保育園を選んでいただくこともできるといった保育園の特色がございます中で、人員と規模、そういったところの中で適正な規模で行えたらというふうに考えております。

#### ○8番（大野則男君）

本当になかなか難しい論点にはなろうとは思いますが、政令都市のところは、基本的には報道の中でも待機児童が叫ばれておる昨今、我が市においては逆に保育園が余っておると。子供たちが少なくなる。過疎の市にまっしぐらに僕は向かっておるような気がして仕方がないんですけれども、そうでなく、基本的には後からお話ししますが、近隣の市町を見ただけならば、おのずからそこら辺のところは見えてくるのではないのかなと思っております。

今、国のほうは、いろんな保育のあり方、これはお母さん方の働き方がさま変わりして、基本的にはゼロ歳から子供さんをお預けになって、共働きで働きに出る。これは先ほど来からも話がありました、女性の活躍する場がだんだんふえてまいっております。最近、大手企業なんかは、そういう優遇制度で基本的に延長保育に補助したり、代行サービスなんかを基本的に補助したり、いろんな女性の働きやすい環境づくりを進めてもおります。幼稚園が230万人、それから今現在が136万人、こういう状況で、保育事業が、保育園という施設が若いお母さん方を含めて求められておるということは数字からしても明らかなわけですね。幼稚園事業者の皆さんには、認定こども園含めて基本的に開設をしていただくような動きを各市町、僕の仲間もあま市で幼稚園を2園やっております。そこの機会があった折にも、我々も認定こども園を開設する、そんな話もしておりました。これは、保育園という事業体系に需要がある、要望がある、そこに応えていく、そういう話で開設することを決めましたというお話をされておりました。まだうちの場合は、愛西市において、基本的に幼稚園業者の方々におかれてはそういう状況ではないということはおくわかるんですが、とにかく今、全国的には保育所というものが見直されて、若いお母さん方、働き方改革の中で基本的には好まれている、要求をされている、そんなことが数字からいっても見てとれるわけです。

今るるお話がありました保育所等基本方針検討委員会、3回目、傍聴に行っていました

が、この29年度からのスケジュール予定案、これ細かくてちょっと見づらいんですが、佐屋中央保育園、ここは佐屋北保育園と統廃合という方向で決めておられる。ということは、北保育園は廃園ということかと。統合って聞こえはいいですけど、33年には廃園します。うちの保育園については31年から33年、そこに指定管理を導入して、民間の方に運営を3年間していただく。その中で、移管条件を整えて議会に譲渡提案をして移管先法人に譲渡をすると、これが34年から民間移管と。私、指定管理含めて民間が全ていかんなんて話は、児童館も含めていろんな形で、図書館にしてもしかりでございます。やっておられますんで、それは本当にメリット・デメリットある中でも、メリットのほうが多いとは思いますが。ただ、今回、基本方針検討委員会である協議をしていただいておりますが、先ほど来からなぜこう慌ててやる必要があるのかなあと。

教育部長、基本的には小・中学校の統廃合の検討をやっておりますよね。この状況を含めて、1回先にお答えをしていただけますか。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

教育委員会の関係でございますけれども、昨年9月に愛西市小中学校適正規模等検討協議会で提案されました愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案に基づきまして、現在教育委員会では提案された3案について丁寧に協議を重ねているのが現状でございます。以上です。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

今、部長からお話いただきました。

小・中学校の統廃合は慎重に丁寧に協議をしていく、そんな姿勢で、今、保護者の皆さん、住民の皆さんと協議していただいておりますという御答弁でした。これは限られた時間内で基本的に行っていくわけなんで、確かにいろんな視点の中で保育所等基本を定めて方向は決めていかないかんとは思いますが、とにかく何が大切なのか。行革、スリム化、行政だけのための検討委員会で統廃合を含めて保護者の皆さん、そして子供たちが犠牲になるようなことは、お願いですからそういうところだけは勘弁していただきたい。だから、小・中学校の統廃合じゃないですけども、基本的に丁寧に慎重に、住民の皆さんも含めて、保護者の皆さん、子供たち、そこら辺も鑑みて、十二分に時間をかけてやっていただけたらなあと。まずは指定管理をやるのであれば、これはあくまでも僕一個人の考えですよ。全部指定管理にしたらいかがですかと。北保育園も一遍に指定管理にされたらいかがですかというふうに僕は言いたいところなんです。基本的には市は市の方針としてあるとは思いますが、これを議論しておるともう時間がないんで、とにかく1点だけお願いをしていきたいと思っております。慎重に丁寧に検討を続けていただいて、基本方針の検討委員会の委員のメンバーの方も公募をしたという話なんです。名簿を見せていただくと、公募は1人ですよ、入っているのは。全員で6名の方で、たしか8名の方で基本的には委員会の構成をされておられる。そんなことを含めて、もう少し時間をかけて丁寧に進めていっていただきたい。そこだけお願いをしておきたいと思っております。

それと、近隣の市町との比較の中でもう一つお話をしておきたいのが、蟹江町さん、弥富市

さん、そんなところの比較を市としてどう感じ取られておられるのか。まずは私のほうからお話をすると、蟹江町さんにも行ってまいりました。弥富町さんにも行ってまいりました。確かに行革、弥富市は9園抱えておられます。そこで約14億保育事業に費用をかけておられます。うちは答弁書でいただいた4億少し。そんな事業費ベースで、とにかく弥富市としてもまちづくりが進む中の保育園は公立が多いものですから、私立という、はばたきさんというところがあって、基本的には認定こども園も開設していただいて、70名という枠を受けていただいて、何とかクリアをしておる。ただ、まちづくりが進んでいない十四山さん、それから鍋田、あそこら辺の保育園施設については定員割れが起きていると。ところが、都市開発が進んでいる平島さん含めて、役場の近々のところの保育園についてはほぼ定員に來ていると。

蟹江も同じです。基本的には蟹江駅の北側、まちづくりが進みましたんで、あそこら辺を一体とした人口増。人口増というのは、若い世代のお母さん方、御夫婦が蟹江町に移り住んできていただいておりますので、基本的にはそこには子供さんも存在しているわけですから、保育園が足りない。そんなところで基本的に福祉施設のカリヨンというところに認定こども園を開設していただいて、受け入れ体制を整えていただいたり、まさしく今国がやっている認定こども園、蟹江幼稚園だとかはばたきさんだとか、そういうところに認定こども園を開設していただいて、何とかクリアをしているという状況なんで、これは何をお話ししたいといたら、基本的には、市長、申しわけないですけども、まずはまちづくりを真剣に進めていかないと人口減少の歯どめがかからないし、こういう施設、基本的にはどんどん縮小して、削減をして、廃園にして、そういうことがより拍車がかかったような構図になっていくと思うんですよ。なので、基本的にはそこは検討しながら、まずはとにかく人口減少をとどめる、まちづくりを本当に真剣に考えていくような作業をぜひともこの保育所の運営の視点から、まちづくりを進めていっていただきたいなあというところがありますので、市長としての思いがあるのであれば、お聞かせをいただきたいと思いますが。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私からお答えをさせていただきます。

保育園のあり方につきましては、議員も御承知のように、現在議論していただいておりますけれども、合併当初以前から、この地域につきましては2町2村で4つの公立保育園、そして9園の私立保育園が運営をしていただいております。先ほど弥富市さんとか蟹江町さんの例も挙げていただきましたが、それぞれ先ほど部長からも御答弁させていただきましたが、弥富市につきましては私立が1園、蟹江町につきましても私立が1園ということを知っております。それに比べまして、愛西市は私立の方々が9園保育園運営をしていただいております。それぞれ保育事業につきまして御理解、御協力をいただいている状況でございます。

そして、今のまちづくりということもございまして、やはりなかなか今まではそういった議論をしにくかった環境もあるかと思っておりますけれども、我々としたしましては、やはりしっかりとしたベースは守っていかなければならないということと、あと保育士の確保は非常に厳しい状況。そして、園児の方々の受け入れが非常に厳しい状況も考えまして、今議論してい

ただいているということですので、やはり議論をしたり検討をしたりすることが、変化をすることは当然、議員もおっしゃられましたけれども、非常に大きな今までの感覚等もございますので、抵抗もあるかと思えますけれども、やはり先ほど議員もおっしゃられましたけれども、子供のことを一番に考えて、どういった保育を提供していくことが重要なのか。また、民間と公立がどのような役割分担をして、我々愛西市が持つ保育園は何をしていかなければならないかということのをいま一度しっかりと考えていかなければならないというふうに思っておりますので、私立保育園で受け入れが厳しい部分については、当然愛西市がしっかりと守っていかなければならないというスタンスでございますので、そういった部分を今議論していただいているということでございます。議論していただく中におきましては、しっかりと今後のスケジュール等も案を出させていただいて、その案に沿っていろいろと検討していただいて、また地域の方々の御意見も踏まえまして、それらを変更しながら進めていくということが必要だというふうに思っております。

我々としては当然、子供さんたち、人口がふえて、もっとふやさなければならないという状況が一番ありがたい状況ではございますけれども、今までの経緯を踏まえて、今議論を進めさせていただいているということでございますので、何とぞ御理解、御協力をいただきますとともに、さまざまな角度から御意見、御提案をいただけるとありがたいなあとというふうに考えております。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に、またこれ議案上程になりますので、基本的にはそこでみんなで議論して、答えを出していく形になろうと思います。

ただ、今回の通告で、事務方の皆さんにはいろいろと資料もいただきました。給料体系も、僕もびっくりしましたけど、いかに愛西市の職員の方々の給料が安いかなあと。保育士さんも職員さんなんでね。基本的には、そこら辺でいうと、新聞でいくと公立のほうが12万給料が高いと言っておるのにどうなのと言ったら、いやあ、うちは保育さんの給料は安いですよ。そりゃあ職員さんなんで安いすわね、それは。なので、本当にさっきお話を頂戴しました、1年目で愛西市の場合だと15万7,300円、私立さんだと16万9,075円、私立さんのほうが給料がいいと。公立の保育さんたちはよく我慢してやっておっていただく。非正規雇用者も半数以上が任期つき職員さんというのか、非正規雇用者の保育さんというのか、そういうところで頑張っておっていただく。そんなことも現実御紹介をしていただいて、ああそうなんだというところで、教えていただいてわかったことでありますし、本当に今現在、公立の保育園については、ほかが一生涯懸命やっておっていただいて、そこを指定管理されるなら、いろんな諸問題についてもクリアをして、地域にとって、本当に今のお母さん方、基本的にはさっき部長からもお話しいただきました。近くに、そんなに大きな保育園は要らない。大規模にするリスクというのは、国も今提唱しておる。保育園を大規模化することによって、今人口が減少しておるわけですから。子供たちも減少してくるわけだから、基本的には大規模にするリスクは間違いなくあ

りますよというのは、国は言っているはずなんで、そこら辺のところでまた議案が出てきた折には、議論をしていきたいと思います。

じゃあ、子育ては本当に検討委員会で基本的には慎重にやっていただきたいということを御要望して、次に移りたいと思います。

それでは次、市におけるあかすの踏切問題。

ちょっと写真を見ていただくとよくわかるが、写真もちょっと見づらい部分もありますが、先ほど部長から1カ所、踏切の御紹介をしていただきました。これが私の住むまち、永和駅の近くの踏切でございます。これは本当に、何十年來とこの問題は、我々の先輩議員の皆さんも含めて、大井町のみならず、佐屋町時代から基本的にここを何とかしたい。これは愛西市のみならずです。津島の方からも何とかしてほしいというお話を頂戴しております。私が今回言っているだけの問題でなく、これは歴史的にいても、もうずうっと問題になっている問題であって、愛西市になってから13年になるで、我々は聞いておりませんわなんていう話は通りませんので、基本的にはこれは本当に我々の地域にとったら大問題。1カ所のみならずなんですけど、道路整備、用地買収していろんなところをやられますけれども、ここの問題を愛西市としてどう捉えて、安価でどうクリアをしていくかという考えを再度お尋ねしたいと思います。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

ここの場所は、県道ということで、県にこの件についてお尋ねをさせていただきました。愛知県からは、踏切から300か400メートル行ったところに、議員も御存じのように日光川という川がありまして、そこの堤防を右岸の防災道路を整備する計画になっておりますので、その計画をすることにより、そこの踏切の通過量を減少させていくという考えがあるということであります。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございました。

今、るるお話いただきました。我々の地域、あれは愛西市ではないんですよね。蟹江町と津島になるんですよね。そこに日光川があって、右岸も含めてそこに防災道路、今JRではないんですが、近鉄の写真と、それから1号線も工事をやっております。これは日光川の1つ西側にちょうど1カ所穴があいてあるところがあるんですが、これを活用して迂回路をつくれないうの、これを今事務方には御提案はさせていただいてはおるんですが、もう一枚、近鉄のほうの、これが近鉄の下をくぐる道路の改良工事。これは上を近鉄が走っていて、すぐ左側が日光川がある。そんなところの迂回路をきちっと整備をしたという写真でもございます。

蟹江町は1号線を含めて、1号線は国道なんで、基本的にはそういうところも一部あるとは思いますが、我々のところも、基本的には愛西市の踏切の問題を蟹江町、津島とともに解決をする策をとらない限りは、愛西市だけでは間違いなく解決できない。先ほど部長が言われましたよね。県のほうは鉄道の上に道路をつくるという話がありますけれども、それは間違いなく今の時点で30年、40年かかっても僕は無理だと思います。であれば、基本的には代替案をこの時点で、早いタイミングで考えていただかないと、いつまでたってもこの問題は解決できな



い。ないがしろにされて終わってしまう。

だから、僕はいつもどんな事業でもお話をさせていただく、安価で一番いい方法をみんなで協議をして、隣の津島を含めて蟹江とタッグを組んで、この踏切については津島の方も蟹江の方も皆さん通られる踏切でございますので、基本的には津島の市長さんも蟹江の町長さんも、愛西市のことなんて知らんなんていう話は間違いなくないと思いますので、うちの市長も基本的にはそんな考えは持ってないと思っておりますし、早いタイミングでこの問題に前向きに、上の県が都市計画決定でこういうふうになっているんでという話じゃなくて、代替案を含めて津島と蟹江町と協議に入っていただきたい。協議に入らずして、津島が言ってこんでできんななんていう話は、基本的に待つ作業なんで、逆に愛西市の問題を津島さんにも一緒になって解決できるような方法を協議させていただけるかどうかという話を持って行っていただきたい。永和の踏切という、もうすぐ津島市になりますね。永和の北側の開発事業というのを1回お話しさせていただいたと思うんですが、基本的にはそういうことも含めて協議をしていただきたい。そんなことはいかがでしょうか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

今後、関係市町とは機会を捉えてそういうお話をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

部長、お約束ですので、約束は指切りげんまんやったら子供に笑われますよ、約束破ったら。だから、本当にこれをお願いをして、基本的にこの問題については短時間で解決できるとは僕も思っていません。しかしながら、協議をしていく作業がなされていないということに僕は待ってくださいよというお話をしたい。とにかく協議に入っていただきたい。そういうことをお約束していただいて、この問題も終わりとさせていただきます。

済みません、最後に永和出張所。

もうそろそろ30年には出張所も廃止になっておりますので、これもずうっと言ってまいりました。出張所の廃止は廃止として、これは認めざるを得ない。しかしながら、5,000名もの方々の反対署名もある中で、できるのであればという思いはどこまで行ってもありますよ。ありますけれども、基本的には市は市としての方針の中で、市だけが決めたわけでもなく、施設検討委員会か何かで3支所と。もともとは4支所となっておったやつがいつの間にか3支所になってしまって、立田、八開、佐織が支所で、永和出張所は廃止と。市江さんも出張所はありましたけれども、市江出張所は廃止になりましたんで、そういう観点からいっても、市江が廃止になって永和だけ存続できるかというのは、僕は無理かなというのは個人では思っておるところですが、ただそこにはそれに対する代案がない限りは認めるわけにいかんという話はずうっとさせていただいてまいりました。

ここで、前の部長のときに、永和郵便局の代替業務の請負業務ができないかというお話をさせていただいた中で、今、市民協働部長にもる話はさせていただいたんですが、再度、代替案

の一つの中でコンビニ証明発行、これも今回収納業務をコンビニでできるように予算計上されて、議論をされておる中で、コンビニ証明発行、これは我々市民協働委員会の中でも長野県のほうに視察に行っていました。そのときに、莫大な設置費用と1年間にかかる管理費等々がある中で、そのときに長野に行ったときもマイナンバーも含めて鑑みますと、基本的にこれは本当に活用できておるのかなあという疑問符を持っておられるようなニュアンスで私らは見えてまいりましたけれども、私の愛西市にとってもこれが本当にできるのかということと、代替案の中で永和郵便局での証明発行。この中身に触れますと、なかなかまだ触れられないと思うんですけども、本当に安価で、郵便局も基本的に住民サービスという観点の中で中央のほう積極的にそういうことに対応しなさいと、各地域の郵便局にはそういう形で出ているという話も聞いておりますので、そこら辺の動きも含めて、部長、いかがでしょうか。

#### ○市民協働部長（猪飼 明君）

1つは、永和郵便局は証明書交付で代替どうだというお話でございます。

先ほども申し上げましたように、永和の郵便局長さんと実は打ち合わせを再開したという状況でございます。ただ、コンビニ交付につきましてのお話もありましたが、デメリットとしましては、コンビニ交付はどこでも役所のやつがとれると。永和郵便局であれば永和郵便局だけというデメリットがあります。ただ、永和出張所の廃止の代替としましては、永和郵便局の移設の話もあるようでございます。拡大されるような話もありますので、代替案としては永和郵便局を進めたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

僕もよくわからないで申しわけないんですが、確かに出張所にある機械を基本的に郵便局に無償で貸して、講習を受けていただいて、個人情報はなれておられますので、あそこは納付も契約をされておられると思いますので、そういう観点からいっても、郵便局で代替業務を請け負うには、本当に安価で。ただ、コンビニで証明発行という観点で常に言われておりますけれども、例えば今、永和出張所の代替業務で永和郵便局というお話をさせていただいておりますが、愛西市の中でも郵便局はまだあると思うんですね。だから、どのタイミングかわかりませんが、証明発行の出張所にあるような機具がどの程度するのかは僕はよくわかりませんが、拡大をできていくのであれば、それを拡大するような話もいいかなあと思うところですが、まずは基本となるのは、永和出張所にはもう機械があるわけですから、それを永和郵便局に受け取っていただいて、代替業務を受け取ってもらうということですね。

永和出張所は30年には、もう今、東部公民館、地区公民館というのが指定管理になって、どこが受けられてどういう形になるかわかりませんので、廃止ということはもう決まっているわけですから、9月、12月では遅いと思うんですね。指定管理ではないですけど、請負業務には研修だとかいろんな形でやっていただかないといかんで、9月にはきちっと代替案を、ほかにもしあるのであればその代替案を聞かせていただければいいんですけども、9月には、本当はきょう時間をとめると、答えを聞くまではここから動けんという話はさせていただこう

かなと思ったんですけど、そんなわけにもいきませんので、とにかく永和郵便局という形で、僕はその永和郵便局に代替業務を請け負っていただいてもすぐできるとは思っておりませんし、永和郵便局が移転の話は2年ぐらい前からある中で、鯛江町というところに決定をしたという話も聞いておりますんで、決定をした中で、今建設に向けて土地も公募でやられたという話なんで、そんなことを含めて、ぜひとも市長にも永和出張所の廃止について前向きに代替案を検討していただくと。

これは安価でやるには、現時点では郵便局に受けていただいて、とりあえず私ども大野町もそうですけれども、1号線の南側には善太町というほぼ蟹江町に近いところの住民の方もお見えなんで、そういうところから見ても、ぜひともそこら辺のところでは決断をしていただく御回答がいただければと思いますので、よろしく。それを最後に一般質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

永和出張所の件につきまして御答弁させていただきます。

永和出張所につきましては、地元の永和地区の方々に愛されて、本当に多くの利用をしていただいて、大変ありがたいと思っておりますし、今回、永和出張所が廃止になることに伴いまして、地域住民の方々に御不便をかけることに対しまして、本当に申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

以前からもお話をさせていただいておりますけれども、代替案につきましては、議員もおっしゃられるとおり、我々としてもさまざまな検討をしておりますし、コンビニ納付につきましては現在4月から実施させていただきたいということで、今議会でもお願いをしているわけでございますけれども、郵便局の窓口の証明書等の発行につきましては、我々としても郵便局さんに協力していただけないかということで検討をずっとしていただいておりますし、郵便局さんのほうも前向きに検討はしていただいているということでございますので、我々としては、できる限り郵便局さんと我々当局の合意点を見出してできれば行っていただきたいということで、現在作業を進めさせていただいております。

内容につきましては、今後やはり詰めなければならないことが多岐にわたりますので、それを詰めながら、市内にはたくさん郵便局さんがありますけれども、まずはできるなら永和郵便局さんでやられる方向に何とかめどが立たないかなあとということで現在作業を進めておりますので、また皆様方におかれましては御理解、御協力いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○8番（大野則男君）

ありがとうございます。

#### ○議長（大島一郎君）

8番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をとります。2時10分まで休憩といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして、再開をいたします。

次に、質問順位4番の10番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

○10番（真野和久君）

それでは通告に従って、一般質問を行います。

今回は、3点についてお尋ねをいたします。

まず第1に、就学援助の入学準備金支給を入学前に、2点目として、施設利用料の減額について、3点目として、県道などの改修をということで質問をしますので、よろしくお尋ねをいたします。

まず、第1点目として、就学援助の入学準備金支給を入学前にということであります。

就学援助制度は、学校教育法の第19条で経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなければならないと定められているものから成ります。小・中学生が家庭に事情にかかわらず、どの子も健やかに育ち、学べることを保障するもので、学用品費、修学旅行費、学校給食費などの補助を受けることができます。今、子供の貧困の問題が大変深刻になっていますが、そういう点でもその対策の一つにもなっています。

この就学援助制度には、受給資格の基準や対象となる費目、いわゆる使い道、それから通知の方法、申請のお知らせの方法ですね。そうしたものは、自治体によって異なっているのが課題となっています。その中でもとりわけ課題となっているのが、入学準備金のことです。就学援助制度の入学準備金は、名前のとおり本来入学するためのさまざまな準備に活用するものであるはずですが、実際には入学後の申請手続の後、大体5月から6月に支給をされているのが実情であります。

その点で、まず市に対してお尋ねをいたします。

就学援助児童・生徒の状況についてお尋ねをいたします。市内の就学援助の児童・生徒の状況、またそれぞれの対象、それから入学準備金の支給の状況や、その支給時期に関する声などをお聞きであれば、その点について回答をお願いします。そして、学校に必要なかばんや上靴、制服などを買うときに支給してほしいというのが保護者の思いではないでしょうか。そうした声に応じて、全ての就学援助支給者に入学前支給を実施している自治体も幾つかあります。愛西市も行うべきではないでしょうか。

昨年5月の参議院の文教科学委員会で共産党の田村智子議員の質問に対して、初等中等教育局長は、これまでも都道府県委員会に対して要保護者への支給は年度の当初から開始し、児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分に配慮していただきたいと通知をし、市町村に対してもこの通知でその周知をさらに依頼をしてきたと。引き続き働きかけをしたいという答弁がありました。要保護・準要保護にかかわらず、やはり全ての就学援助の子に対して入学前支給を実現することが必要だと思っておりますので、その点についても

市のお考え方をお尋ねします。

2つ目として、施設利用料の減額についての問題です。

この問題については、これで3回目になるわけですがけれども、やはり今なお多くの方々からこの利用料の値上げ、また助成の補助の変更については何とかならないかという声を聞きます。4月を目前に控えて、ますます大きくなっているのが現状です。そういう点で、まず来年度からの減額条件などの案内についてですが、施設利用料改編に伴う減額対象規定の案内、例えばスポーツ課ではQアンドAなどをつくっておりますが、市民や活動団体からの意見はどのようなものが出ているのでしょうか。

また、2つ目として、利用料金の問題も当然そうでありますけれども、まずは4月からの利用規定に関して、減額規定の見直しを行ってほしいと思います。4月からの利用料金が明らかになった中で、期日も迫って、せめて減額対象や減額割合を拡大してほしいという切実な声が聞かれます。4月に向けて、こうした規定の見直しをお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。答弁をよろしくお願ひいたします。

3点目として、県道などの改修をという標題です。

私たち日本共産党愛西市議団と当愛西市議会は、毎年市政に関してのアンケートを市民の皆さんのお宅へお配りをし、要望をお聞きしております。そうした市政アンケートに寄せられた中から幾つか一般質問でも取り上げているわけですが、今回特にこの間の中で多く来た点について2点ほど取り上げたいと思います。

1つは、県道129号線についてです。

県道129号線は、草平学区の町方新田の西の交差点から大体草平小学校の北までについてですけれども、特にそこが歩道が整備をされていない。これに関しては、西川端地区に入ってからそういった整備をしていないところがあるんですが、特にこの草平小学校までのところの歩道が整備をされていなくて、また路側帯も非常に狭いので、歩行者はもちろん通れないし、自転車の通行も非常に危ないので、事故があったらどうするんだという非常に強い口調でアンケートが何件か寄せられました。その点についての市の考えを聞きたいと思います。県の整備予定がどうなっているのかお尋ねをいたします。

2つ目が湊高町の宮田用水の横の道路についてであります。

これは、いわゆる佐織町時代からの大きな課題であります。宮田用水の護岸が非常に悪くなっていて、これまでも市は護岸のところを舗装し直したりとかということもやってきたとは思いますが、そうしたところが多くて、また道路も狭いので、そこを覆って通行できるように整備をしたらどうかという声、してほしいという声がたくさん寄せられています。そうした点について市も地元からそうした声を聞いているとは思いますが、その辺はどうか。また、市の対応についてお尋ねをいたします。

まずは、最初の質問をこれで終わり、あとは再質問を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは入学準備金の支給の関係について御答弁させていただきます。

現時点におけます市内の就学援助児童及び生徒の認定状況につきましては、児童につきましては268名、中学校生徒につきましては188名、合計で456名の方が受給認定をされております。そして、現在の入学準備金の関係でございますけれども、新入学の学用品の対象者につきましては、7月支給ということで、小学校児童につきましては1万9,900円、中学校の生徒さんにつきましては2万2,900円の支給をさせていただいております。

そして、意見というようなことでございますけれども、支給時期に関する声ということでございますけれども、現在のところ市民の方々からは支給時期に関する要望等については入っておりません。

そして、2点目でございます。

2点目、就学援助の入学準備金支給を入学前にということで、私も平成29年2月4日の朝刊の記事を読ませていただいて、全国的に前倒しで入学準備金を支払うというような記事を読ませていただいております。全国的な状況については、新聞等で読ませていただいておりますので承知をしております。そして、愛西市の対応ということでございますけれども、既に先進地等につきまして課題等いろいろ洗い出して調査をさせていただいておりますので、本市としては現段階で実施に向けて検討をしているところでございます。以上です。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは施設利用料の減額ということで、2点御質問をいただきました。

まず1点目でございますが、今回の4月からの施設利用の改定に伴いまして、各施設を利用される方への周知と方法も含めまして、どんな意見があるかというようなお尋ねですが、先ほど議員も言われましたスポーツ課を例にとりますと、使用料改定の周知を図ってまいりました。それで、先ほど議員言われましたように、質疑応答集のような形のものを作成いたしまして、新料金表とともに、例えば体育協会に加盟する全団体に配付をしたところでございます。これ以降、特に目立った質問等はなくなっている状況でございます。

次に、減額規定の見直しをということでございますが、減額免除の取り扱いにつきましては、例外としての特例的な措置といたしまして、真にやむを得ない場合に限定をして適用することとしております。減免の考え方について御理解いただけるように、引き続き丁寧な説明に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうから、まず1点目の県道の関係でございます。

現時点では県の計画はないと県から回答を得ております。市の考え方としましては、用地の協力などが必要となりますので、地元要望及び関係地権者の同意などをいただいて、事業環境が整えば県に要望してまいりたいと考えております。

次に、渚高地区の宮田用水の関係でございます。

この関係につきましては、地元から要望書を提出いただいております。その後、海部農林水産事務所と調整を図り、平成28年度と平成29年度の2カ年で調査・測量を行っております。以

上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは再質問を行っていきたいと思います。

最初に就学援助の入学準備金の支給について再質問を行います。

今、教育部長のほうから本市として実施に向けて検討しているということで、非常に前向きに検討していただいております。

まず、その点で1つ最初にお尋ねをしたいんですけれども、基本的な話として、愛西市において、就学援助制度の中には、1つは要保護という形で生活保護世帯に対する支給というのと、それからもう一つは準要保護といたしまして、生活保護世帯などを基準としながら、同様に生活が大変な世帯に関して一定の基準を設けて支給している準要保護というのがあります。

先ほどの御回答に関しては準要保護が中心だと思っておりますので、要保護の状況についてまずお尋ねをしたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

生活保護受給世帯の就学児童・生徒への入学準備金につきましては、基本的に支払いの時期としましては、3月分の支給にあわせてお支払いをさせていただいております。

そして、支給の金額につきましては、小学生は4万600円以内、中学生は4万7,400円以内ということでお支払いをしております。ただ、本年度の対象者につきましてはお見えになっていないという状況となっております。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

要保護児童・生徒に関しては国の要請どおりに既に行っているということでよろしいですね。ありがとうございます。

ということであれば、やはりいわゆる準要保護に関しても早急に実施をお願いしたいというふうに思います。

それで、先ほどの答弁の中でも、この間、先進地の課題を調査してきたという答弁もありました。実施に当たって調査した中での、愛西市における実施のための課題というものは、どんなものがあるのか。また、それを克服しながらいつごろ実施をしていきたいと考えているのかについて答弁を求めたいと思います。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

実施に当たっての課題と実施時期という御質問でございますけれども、課題につきましては、主なものにつきましては、所得判定の基準日をいつにするかということがございます。そして、入学前の支給をした判定結果を当該年度に使うかどうかという問題も出てくると思います。

また、入学準備金を支給するわけでございますけれども、その支給した受給者の方が支給後、4月異動の段階ですので、3月云々は。支給後すぐに転出した場合どうするかということなどが課題ではないかなというふうに考えております。

そして、実施の時期につきましては、早いところ実施したいというふうに思っておりますので、平成30年度の新入学の児童さんを対象に実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○10番（真野和久君）**

あとは、この4月からだという話になるといいんですけど、なかなか難しいかもしれませんが、平成30年度ということで、ぜひとも実施をお願いしたいと思います。

確かに基本的に前年の所得によって判定をするということが基本的な基準になっているので、その点課題はあるとは思いますが、例えば中学入学であれば、今まで受給されていた方であれば、引き続き一時的に前年度分で判定をするとか、また小学校入学に関しても、とりあえずは前々年度で判定をして、また改めて正式に対応するとかということもできると思いますので、そうしたことを工夫しながら実施をよろしくお願いいたします。

それから、就学援助に関してですけれども、愛西市においてもそういった形で対応していただくのはいいんですけども、ただこの間、例えば愛知県の自治体キャラバン等の中の資料などを見ると、ちょっとお尋ねをしたいというところがありますので、再質問のところでの質問としてお願いをしたいと思うんですけども、平成14年度から15年度、16年度に関して、16年度は見込みなんですけれども、隣の資料の中でいわゆる受給者の人数が14年度は556人、それから15年度は544人、16年度は481人ということで、受給者数が減ってきています。これは子供が減っているということもあるかもしれませんが、それだけではなくて、いわゆる受給割合も14年度には10.0%だったのが15年度には9.7%、それから16年度には8.9%という形で、割合自体も減ってきているという状況があります。それについて、市としてどのように見ているのかをお尋ねしたいと思います。

**○教育部長（石黒貞明君）**

受給者数と受給率の関係でございます。

議員も言われましたとおり、受給者については子供の数が減っておるということが第一の理由ではないかというふうに考えております。そして、受給率が下がっている理由ということでございますけれども、主なものとして考えられるものは、経済の変動に伴うところが大きいのではないかと思います。要するに経済状況がよくなると所得がふえるということで、そういったことで受給者も変動が出てくるというふうに考えております。以上です。

**○10番（真野和久君）**

それと、近隣市に比べて愛西市の受給率というのはどうなのかという話をすると、それほど余り変わらないんですけども、今、市としてはお知らせはどのように行っておりますか。

**○教育部長（石黒貞明君）**

いつも2月の初旬ごろに個人別に通知を出しております、学校を通じて。よろしく願いをいたします。

**○10番（真野和久君）**

対象児童全てに送っているということですか。

**○教育部長（石黒貞明君）**

就学援助のお知らせというチラシをつくりますので、それを小学校のほうへお渡しさせてい



ただいて、学校から各生徒の方に配付していただくということで、生徒全員に一応PR、周知はしております。その中で所得基準とかがございますのでということで一言入れてありますので、そこは判断していただいて、申請を4月にしていただくということになります。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

基本的に学校を通じて全ての児童・生徒に案内は毎年送っているということですのでよろしいですね。わかりました。

そういった一定の通知の努力もされてはいますが、そうした中で実際支給額等の現状を見ると、大きく減ってきているのか。そういうところを見ると、現在、愛西市の支給基準というのは、いわゆる基準引き下げ前の生活保護基準の1.2倍という形で今ありますが、ほかの市町を見ると、やはり1.25倍とか1.3倍とかいうところもあります。そうしたことを考えたときに、愛西市としても対象は減って支給額が減っているのであれば、1.2倍だから、それ以上であれば十分やっていけるだろうという話ではないので、やはりそうした点も支援対象をふやしていくということも大事だと思いますので、そういうところでの支給基準の緩和というのをぜひとも検討していただきたいと思いますが、その点についてのお考えはどうでしょうか。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

今、議員のほうから生活保護基準の改定というようなお話もありましたけれども、平成25年8月に実施されました生保基準の見直しに伴います就学援助の費用への影響が及ばないようにということで、平成26年度以降の取り扱いにつきましては、平成24年の12月末日現在において適用される保護基準、旧の基準に基づいて影響が出ないようにということでやらせていただいておりますので、事業費が減少した分見直しをしてはどうかという御意見でございますけれども、教育予算というのは全体で考えていただいて、支給基準の緩和については現在のところ考えておりません。以上です。

#### ○10番（真野和久君）

基本的に生活保護基準の引き下げというのがあったときに、文部科学省のほうから旧基準を基本的にぜひやってほしいということでの通達があったということもあったと思うんですね。そういうところで、県内においても生活保護基準を基準としているところでは、多くはやはり旧基準を採用しながら、その1.何倍という形でやられているところが多いんです。そういう点でいくと、愛西市の1.2というのは低いというわけではないですけども、やはりほかでいくと、例えば1.3倍とか1.25倍とか1.5倍とかいうようなところも今出てきている現状もありますので、その点では、ぜひそうしたことを考えていくことも大事ではないかなというふうに思います。

なかなか今お子さんを持っている世帯も、景気は確かに上向きかもしれませんが、やはりそうした変動とかも大きい中で、子供の生活に対する保障というのをしっかりとやっていくことが必要だと思いますので、ぜひとも基準の考え方についてもしっかりと見直しをしながら、できるだけ多くの方が対象になるような形で考えていっていただきたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

それから次に、2番目をちょっと飛ばしまして、3点目の県道の改修についてを最初にやりたいというふうに思いますので、質問していきたいとしますので、よろしく願いをいたします。

県道129号線についてですけれども、先ほどの答弁の中で、現時点では県の計画はないということで、なおかつ、多分県のほうからも用地協力や何かの環境が整ってからじゃないとやれませんかというふうに言われたんではないかというふうに思うんですが、ただ重要なことは、今のあその県道は通行にとって安全かどうかということについて、市としてどのように判断をしているのかということは、やはりまず大事なことだと思いますので、その点については今どのように捉えられていますか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

現地を確認させていただきましたところ、歩道もなく路肩も狭い。また、自転車と大型とのすれ違いなど、危険であると認識をしております。

#### ○10番（真野和久君）

そういうふうに危険だという形で認識をされているということであれば、やはり地元の調整が済んでからというような話を待っていたのでは、多分いつになっても改修はできないんじゃないかというふうに思います。

この道路に関しては、本当に以前からそういった声はあって、何回かいろんな話もしていたんですけれども、当然両側が田んぼであるとかということだけではなくて、やはり周辺に家なども大分建ってきているというようなこともあります。そういう点でいくと、用地の収用の問題とか、そういうのを含めて、なかなか地元のところでの調整が地元任せにしていたのでは難しいんじゃないかというふうにも思うんですね。本来県道なので、県が危ないと思えばちゃんと直してほしいというふうに思うんですけれども、やはりそうした点で県がそういうような話をするのであれば、市として危険だというふうに判断しているのであれば、ぜひ地元についても状況を伺いながら、収用等の取りまとめ等も市が率先して行って改修をしていくべきではないかというふうに思うんですが、その点についてはどのように考えますか。

#### ○産業建設部長（恒川美広君）

議員から過去のこととも言われましたけれども、その過去の経緯によりますと同意が得られなかったということから、現在に至っておるというふうに思っています。今後もタイミングを見て、地元へは一度お話をさせていただきたいなというふうに思っております。

#### ○10番（真野和久君）

私たちのアンケートにも出してきた方々って、多分新しく住まわれている方ではないかなとも思うんですね。そういった方々から見ても、やはり普通の道路としても非常に危ないというふうになっていますので、ぜひとも早急にお話をさせていただきながら、改修のために努力をしていただきたいとしますので、よろしく願いをいたします。

それから、宮田用水の道路についてでありますけれども、先ほどの答弁をいただいた中で、

平成28年度、29年度の2年間で調査測量を行いましたという答弁がありましたが、今後こうした調査は、多分2年間で終わりなので、29年度になりますので、あと1年ということになりますが、その調査の後、改修工事等をいつごろどのように進めていくという考えなのかについてお尋ねをします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

平成30年に事業採択を受ければ、平成31年から県営事業にて工事着手ができるのではないかなあというふうに思っております。

**○10番（真野和久君）**

ぜひともそういう形で進めていけるようによろしくお願いをいたします。

では、最後に施設使用料の問題について再質問をしていきたいというふうに思います。

施設使用料の問題についてですけれども、この間何度か質問をしております。この中で、ほかの市町、あま市とか津島市とか、それから弥富市などの料金もこの間ずっと改定がされてきていますので、そういうところも見ながら参考にさせていただいたんですけれども、施設の利用料そのものに関してはどういう状況かといいますと、例えば公民館とかコミュニティセンターとかいうところで行くと、愛西市はコミュニティセンターでもかなり高いですね。地域で使うようなところは安く設定されているようなところがあるふうにも見受けられます。例えば、文化サークルとかそうしたところが利用する場合に、当然公民館とか文化会館だけではなくて、例えばほかの市であると、高いけれども、ほかの安く利用できるようなところがあるというふうなところもあつたりしますので、そういう点でも愛西市は非常に問題ではないかというふうに思います。

そういったところについて、面積に応じて一定料金を設定しましたという話ではありましたが、やはりいろんなレベルで使いやすい設定もあると思いますので、そもそも料金の値上げそのものが問題だというふうには思いますけれども、そうした点について、市として料金そのものの見直しをしていく考えはないのかについて、まずお尋ねをいたします。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

今回の改定におきましては、同種の施設で統一の料金となるような見直しを行いました。

会議室等につきましては、さまざまな施設に会議室はございますけれども、料金は統一ということで、それぞれ面積に応じた料金設定をさせていただいております。以上です。

**○10番（真野和久君）**

それはこれまでの答弁で存じております。だからこそというところなんですけど、ほかの市町で行くと、例えば大きな文化会館とか産業会館とか、ああいったところの会議室なんかは高いんですけども、町内の地域にあるようなコミュニティセンターの場合にはやはり料金が安く設定されていて、お金が余りないようなサークルなんかだったら、そっちのほうを使うというふうな逃げ道みたいなものがあるんですけれども、愛西市は先ほど答弁されたまさにそのとおりで、結局はどこを使っても高いという話になってしまうわけですね。そういった点はやはり問題ではないかなと。利用する人たちの層というものを想定しながら料金を設定することが必

要なんではないかということについてお尋ねをしています。

**○企画政策部長（山内幸夫君）**

今の料金設定のことになるんですが、免除の関係ですとか、減額ということもやっております。その中で、例えば3割減額というのがありますが、町の補助団体ですと3割の減額をさせていただくとか、あと5割減額というのも3年間の限定ではありますけれども、補助団体の7割の方が、例えば中学生以下の方だとか高齢者の方というような場合には、限定ではありますけれども5割の減額等をさせていただいております。以上でございます。

**○10番（真野和久君）**

施設の考え方についてどうなのかということについては、全然答えられていない。減免があるからいいじゃないかということのかもしれませんが、じゃあその中で減免の問題が本題になってくるわけですけれども、やはり愛西市においては、多分御存じだと思いますけれども、津島市は減額がないんですけれども、ほかのところでは大体2分の1助成というのがほとんどです。3割というところは余りありません。なおかつ愛西市は、今回減額対象、いわゆる補助対象となる団体に対する条件をある意味整備しました。それが非常に厳しいというようなこともあります。

1つは、例えば市に登録している団体、いわゆる文化協会とか体育協会とかいうところに加盟しているというようなことだけではなくて、その団体の構成員のうち7割以上が愛西市民であること、在勤はなしで。在住在勤ではなくて、市民である、在住であるということというようなこともあります。そうなってくると非常に大変なんだということを実は私聞いています。例えばスポーツのチームにしる、それから文化団体にしる、そういったものというのは当然地域の人たちがやっているという場合もありますし、それだけじゃなくて、愛西市民の人たちプラスその友人とか同好の士とかいうのが集まってそうした活動をされている場合もあるわけですよね。そういった場合には、当然活動拠点をどこかの市に置いて、その場所を借りて活動をしているということになるわけですよ。例えば愛西市にあるスポーツチームだからといって、全てが愛西市民とか愛西市の地元ばかりというわけでは絶対なくて、たまたま愛西市の人が多いか、それから活動条件、在住在勤というものを含めて、住んでいるとか、それから働いている場所とか地域的な問題であって、愛西市に籍を置いているというようなところだってやっぱりあるわけです。そうなってくると、7割が市民であるということは非常に厳しいんじゃないかというふうに思うんですね。そういったことについてはどのように考えますか。

**○教育部長（石黒貞明君）**

今、体育施設の関係とかでいろいろ御意見がありましたわけでございますけれども、一番には市民の方々の利用しやすい環境づくりを第一に検討させていただいて、各種の団体の方々に対して新料金移行のための説明等を行ってまいりました。議会などにおきましても市民第一との意見なども伺っておりますので、現段階での条件の見直しについては考えてはおりません。以上です。

**○10番（真野和久君）**

今、教育部長が答えられましたけど、これは教育部局だけの問題ではないのであれですけれども、例えば、別にスポーツクラブがという話ではないんですが、体育協会とかでやっているいろんなさまざまなスポーツだと、やはり所属するチームが幾つかあって、リーグ戦やなんかをやっていくことで楽しみが広がるわけですが、現状でいけば、多分そうだというふうに言われると思いますけれども、さまざまなスポーツチームというのが減少している状況にあると思うんですね。そういった点でも、やはり愛西市の中で活動していただくということが非常に重要なことだというふうに思うんですけれども、その点、例えば申請人としては愛西市の市民が1人しかなくて、あとはみんなほかの市町村ばかりで、実情に合っていないとか、そういったような状況があったりすればまた別ですし、また活動拠点を幾つか持っているというのであれば、多少のあれはあると思いますけれども、やはりせっかく愛西市に籍を置いてその活動をされている方々に対して、いや7割が市民じゃないからだめですよというようなことは、やはりいろんな文化活動やスポーツ活動を支援していくという考え方からしても大きく問題ではないかなというふうに思うんですね。その点はやはりしっかりと考えていただきたいなというふうに思うわけですが、そういうことに関して、そもそもの減免を考えたとき、減額団体の規定を考えたときに、そういったことを検討されました。

#### ○市長（日永貴章君）

今回の料金改定につきましては、当然今の各種団体の登録状況等もしっかりと把握しまして、スポーツ団体を初め文化団体につきまして、市民の方々、また市外の方々、どれぐらいの方が登録をされてそれぞれの団体に加盟されているのか。また活動状況はどういう状況なのかということ把握して、こういった規定を順次定めていったと。それに伴って各種団体との意見交換も踏まえさせていただいて、こういったお願いをしたわけでございます。当然、使われる方々につきましてはさまざまな御意見、御要望等もいただいておりますけれども、最終的には何とかこれで運用させていただきたいということをごちからお願いをしているということでございます。

当然、真野議員がおっしゃられるとおり、団体さんによっては、市外の方々が入って多くの方々が参加されている団体等もあるということも理解はしておりますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、まずは市民の方々が使いやすい、市内の方々にメリットのある状況にしなければならないと、議会の中でもそういったお話もございましたので、そういった部分で御理解いただきたいなあとというふうに思っていますし、そういったことであるのであれば、愛西市の方が愛西市以外の団体の施設を利用した場合に、そういった取り扱いをしていただいているのかどうかということは今後研究していきたいなというふうに思っております。

#### ○10番（真野和久君）

じゃあ、もう一つ確認なんですけれども、例えば今回の2分の1減額に関しても、週1回活動というのが条件になっているわけなんですけれども、なかなか週1回以上やるというのは、月に1回とか2回とかというところも結構高齢者のグループなんかだとあるんですが、そうしたところが対象になっていないということも調査をしてやっていますか。

### ○市長（日永貴章君）

週1回、週2回という活動状況につきましては、当然高齢者の方々、また小学生・中学生の団体の方々も頻りに活動されておりますので、そういったことを把握しながら、我々としてやはり頻りに定期的に活動している団体につきましては、少しでも利用しやすい環境をつくろうということで、小・中学校のグラウンドにつきましても、あいているときには無料で使っただけのような配慮をしながら今回改定を進めたというふうに我々は考えております。以上です。

### ○10番（真野和久君）

しかし、残念ながらそうしたことになっていないところが幾つかあるということで、先ほど市長も言われましたけれども、そうしたところも含めて、規定を検討していただきたいというふうに思うわけですね。

実際、体育系のところであれば、体育協会に入っていないようなグループというのも、前回も質問しましたが、たくさんあります。体育館等を利用するために団体登録をしているグループというのがいっぱいあって、そうしたところは何で体育協会に入らないかという、例えば年齢的な問題とか、構成人員の問題とか、そうしたことがあって、なかなか体育協会に入っただけでやれないんだというようなこともあるんですね、実際。そういったところというのは、やはりスポーツの種類によってもそうでしょうし、そうしたところに関しての配慮というのも非常に欠けているのが今回の減額の規定の問題ではないかというふうに思いますし、先ほどのところでいくと、やはり市民が、それも在住在勤ではなくて在住だけで7割というのは、非常に大きな影響があるんじゃないかというふうに思います。

そうしたところは、これを4月から言うのであれば、現状で合わないのであれば、今のうちに最初から見直しをしていくというようなことが大事ではないかというふうにも思うんですね。一旦決めて、それで合わないからという話ではなくて、今のうちにわかっているのであれば、しっかりと直していくというような姿勢が大事だと思います。少なくともこの前言われたように、料金改定まで3年間様子を見ますなんていうのは論外で、そういう声があるならば、問題があると思ったら、すぐにそこで直していくというようなことが大事だというふうに思いますけれども、どうですか。

### ○市長（日永貴章君）

市外の方々に対して優遇すると、市外の方も優遇してくれという御意見だというふうに我々は今感じたわけでございますけれども、合併してからこの間、愛西市の使用料につきましては大きな減免、減額対応をさせていただいてまいりました。それにつきましては、市外の方々もそれを適用させていただいて、愛西市内の施設をそれぞれ利用していただいたということで、大変ありがたく思っております。

しかしながら、我々といたしましては、今後のさまざまな施設の状況等を勘案しまして、またほかの自治体の状況を勘案しまして、今回料金改定ということに踏み切ったわけでございます。これにつきましては、関係者の皆様方の御理解がなければ進めていけないということで、

大変申しわけない気持ちと、御協力いただける団体に対しまして感謝をするわけでございますけれども、やはり我々といましては、体育協会、文化協会に加盟していない団体の方におきましても、ぜひ加盟をしていただいて、体育協会、文化協会、それぞれ市の行事にもさまざまな形で御協力をいただいておりますので、その一員として市のさまざまな行事等にも御参加をいただいて、市民協働という言葉ではございませんが、市の活動に対しまして活発に積極的に御参加をいただきたいなあというふうに思っております。やはりそれぞれの好きなスポーツに出て、参加をできるのであれば、そういった市の行事等にも参加をしていただくと我々は思っておりますので、御理解、御協力と、ぜひ御参加していただきますよう、議員からもお話しかけをしていただきたいというふうに思います。

#### ○10番（真野和久君）

今の市長の答弁の中で非常に問題だと思ったことは2つあります。

1つは、先ほど市外というお話をされましたが、決して市内とか市外とかということではないんですよ。例えば、7割・3割という話になってくると、じゃあ市内住民が6割しかいないチームは減額の対象から外れてしまうということになるわけですね。そういうことであれば、それはちょっとおかしいんじゃないかと。やはり市民が中心となってやっているような、例えばスポーツや文化サークルに関して、そうしたところの基準で高い基準をもって減免ができない、減額の対象にならないというそのものが問題だし、そうしたチームは基本的には愛西市の市民が一番多いからこそ多分愛西市に登録されている方が多いと思うので、そういったところも含めて、今の基準はやはり余りにも高いのではないんじゃないですかという話をしている。もちろんそれだけではなくて、基本的な考え方は市内・市外在住ということの単に数値的な問題ではなくて、愛西市にとってのさまざまな文化活動やスポーツ活動にどれだけ貢献しているかというようところが、これは単に体育協会とか文化協会に入っている入っていないにかかわらず重要なことです。これは2点目ですよ。それは、愛西市がこういうところじゃないと減免しませんよというのはやはりおかしいので、愛西市内でさまざまに活動しているグループについては、やはりできるだけ活動をしやすくしていくのが基本だと思うんですよ。その辺はもう少し考え方をしっかりと柔軟に、愛西市を盛り上げていくためにはどうしたらいいかという視点から考えていただきたいというふうに思うんですよ。そういうことで今回質問しているわけであって、その点をしっかりと踏まえていただきたいと思うんです。

#### ○市長（日永貴章君）

10分の6がいいのか10分の5がいいのか、それともそういった決まりをなしにするのがいいのかということは、それぞれ考え方がありますがけれども、我々としては一定の基準を持って対応せざるを得ないというところでございますので、御理解いただきたいということと、当然我々としても市民の方々、また団体の方々、それぞれ市のスポーツ、文化、芸術等につきましては積極的に活発に活動していただきたいというふうに考えているのは当然でございますので、そういった部分につきましても十分に理解をしながら今回改定を進めさせていただいたということで、この間の我々の説明してきた経緯も議員は十分御承知していただいているとは思いま

すけれども、この中の進め方がじゃあどうだったのかという話と、また団体さんからいただいた意見等につきましても、我々としてはできる限り真摯に対応してまいりまして、いただいた意見につきましては、できる限り対応させていただいたというつもりでございますので、御理解、御協力をいただくということしか我々としては言いようがございませんので、ただ単に料金だけで支援をすることも、それは一つかもしれませんが、ほかの部分についていろいろと御支援をしていける部分については、対応をしていきたいというふうに考えております。

#### ○10番（真野和久君）

いろんな助成とかというのも当然あるのかもしれませんが、基本的には愛西市の市民の皆さんが自主的にいろんな活動に携わってもらって、いろんなことをやって愛西市に貢献しなきゃだめなんだということはないですけれども、自主的にさまざまな活動をしていただくことが結果的に愛西市にとって役に立つ、利益にもなっている。これはいわゆる文化活動とか体育活動というのだけではなくて、そうしたレクリエーションの部分だけではなくて、文化だけじゃなくて、さらに健康とかという問題も含めて、前回も愛西市について話をしましたけれども、そうしたことも含めた中で考えていく必要があるし、また利用料金というのがほかにもありますよ、以外にも助成はしていますと言われますけど、そうした利用料金とか会場使用料というのは、どこで活動するか一つのメルクマールにもなるので、指標にもなってくるんですね。これはさすがにこの市のこの料金ではやっていけないなというようなところとか、愛西市においてもこの場所を借りるのにこんだけ利用料がかかるのであれば、なかなか活動がしづらいなというようなことはやはり出てくる。そういうようなことが出てくる状況にもなってきます。

例えば、たまたま私がかかわっているような団体でも、3月の会場使用料と5月の会場使用料では3倍という状況にもなってしまったというのがありますけれども、そういう状況もこれから実際にこの4月以降の使用を予約したりという中では、ますます出てくると思うんですよ。だから、その点も含めて、先ほど話もしましたけど、やはり活用していただくにはどうしたらいいのか、また活用していく団体とか、そうした人たちに対して、一番活用しやすい状況をどうするのかということをしっかりとお考えを踏まえながら、料金設定とか、それから減額や減免規定とかというのをやって検討していただきたいというふうに思います。

実際、現状でいくと、愛西市は料金はそれほど安くない。むしろ安いところは余りない、高いし、それから減額規定についても、減額対象についてもさまざまな規定があって非常に狭い、厳しい。それから減額についても、近隣の町村では大体2分の1なのに3割というところという、減額の額そのものも低いというようなところという、非常に愛西市の施設というのはさまざまな活動をやるグループにとっては借りづらい状況になっているんじゃないかということをしっかり踏まえていただきながら、その点について考えていっていただきたいというふうに思います。

最後に、その3つの条件についてどう考えられているのか、ちょっと最後にお尋ねをして終わりたいと思います。



○市長（日永貴章君）

それぞれ今3点ほど議員から御指摘をいただきましたけれども、我々といたしましては、現状につきましても4月からの改定以前、今の現状につきましても、それぞれの使用料設定は条例で定められておりますけれども、市民の団体の皆様方等につきましては、減免減額につきましてそれぞれ適用させていただいて、対応させていただいているということでございます。

そういった部分を踏まえまして、今回時間をかけてさまざまな議論を踏まえまして、今回4月から料金改定をさせていただくと。その中において、また減額減免等の対応もさせていただくということでございますので、改めましてそれぞれ対象になられます皆様方に対しまして、御理解、御協力をいただきますようお願いをすることしか我々はございませんので、議会でもお認めをいただいておりますので、この内容を踏まえまして、またそれぞれ問題等が発生しましたら当然協議検討していかなければならないというふうには思っておりますが、できる限り我々としては御理解をいただきながら進めていくということでございます。以上でございます。

○市長（日永貴章君）

10番議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。開始は3時20分からとします。

午後3時08分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

次に、質問順位5番の11番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○11番（河合克平君）

では、市民の声を市政にという立場で一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず、9月と12月議会において、私は愛西市の財政状況は苦しいかということについて質問をいたしました。

復習となりますが、申し上げます。合併特例による交付税の増額分、つまり年々交付税が減額される金額というのは、平成26年度と比べると地方交付税が19億円の減額から20億円の減額に、約7億円市としては増収になるということがわかりました。

また、平成27年度の一般会計の決算で、基金が145億円、そのうち起債、つまり借金が227億円。227億円の起債のうち、交付税の措置として国が返済してくれる金額は199億円あって、実質の負担は27億円である。基金と実質の負担の差は、基金のほうが多いという財政状況であることを明らかにしたところです。

12月議会では部長の答弁で、財政運営指標においては、おおむね県内平均である。また、総務委員会の質問においては、ことしや去年は状況として悪いほうではないという答弁もあったと聞いております。このことは、一致した共通認識であるのではないのでしょうか。この財政状

況を公共施設総合管理計画を理由に厳しいということを言うのではなく、自治体の役割である住民の福祉の向上というものを実現するため、私は幾つかの点で質問をいたしたいと思います。

まず第1に、子供の医療費の問題です。

12月議会では、福祉部長より県内の子供医療費助成について、通院におきまして中学生まで医療費の自己負担分を全額助成している市町村は、28年4月1日現在で46市町村、実施率にいたしますと85.1%です。残りの市では、小学校で所得制限を設けている市が2市ある。また、その2市についても一部自己負担金が生じているということの回答がありました。そして、中学生においては、6市が一部自己負担が発生しているという答弁をいただいたところであります。

新聞報道などで明らかですが、平成29年度からはさらに県内の自治体でまた助成が拡大される予定であります。その状況をお聞かせいただけますでしょうか。

また、国民健康保険について、窓口の現物支給、窓口でゼロ円、負担がない場合についての減額調整措置という内容でペナルティーが、今、国の交付のお金の中から減額化されている。この減額措置についてなくしていくという方向は、さまざまところで、また県の知事会、また市町村会、議長会等で国に請願も出されているところではありますが、そういった減額調整措置についてはどうなったのか。そのことについてお伺いいたします。

第2に、子ども・子育て支援事業についてお伺いいたします。特に、放課後児童対策について聞きます。

この内容は吉川議員の質問にもありましたが、私は、特にそこで働く児童子育て支援員の方の処遇改善の問題など、そういったことについてお伺いしたいと思います。

また、県や国が放課後児童クラブの支援の拡大を、今、子ども・子育て支援政策を重点として29年度に行うということをしているようですが、どのような拡大が図られるのか。

また、放課後子供教室が廃止されてから3年を経過いたしました。廃止のときには、議会の答弁では、児童館にて居場所づくりを行うということでしたが、今の到達点をお伺いいたします。

第3点目に、名鉄佐屋駅についてであります。

佐屋駅周辺の状況については、平成26年の9月議会で詳細な質問をいたしました。当時の部長は、乗りおりするには大変狭い状況であるですか、信号が近くにあつて、電車が来るタイミングを考えると危険な状況であるという答弁をしております。また、駅のバリアフリー化はされているのかという質問に対しても、されていないという答弁もありました。現在の佐屋駅の周辺の状況はどのような状況でしょうか。そのときの2年前の状況、その評価とあわせて今の状況をお伺いいたします。

また、あれから2年と半年を経過しました。安全対策についてどのようなことに取り組みされたのか、そのことについてお伺いいたします。

以上3点についてまず総括質問をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それではまず私から、子供医療の関係の御答弁をさせていただきます。

まず1点目の、県内の状況でございます。

県内で子供医療費の助成が平成29年度から拡大をされます団体についてでございますが、まず通院の中学生分を一部助成から全額助成に拡大する予定の自治体につきまして、現在把握しているところでは豊橋市、あま市、それと高校生まで拡大の予定があるという南知多町でございます。

それから、2点目の国民健康保険についての減額調整措置についてでございます。

これにつきましては、昨年の6月に閣議決定をされましたニッポン一億総活躍プランにおきまして、子供の医療制度のあり方に関する検討会での取りまとめを踏まえまして、見直しを含め検討し、昨年の年末までに結論を得ることとされておりました。その後、12月17日に国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議におきまして、厚生労働省より見直し案が提案されました。

その内容につきましては、平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は行わないこととする。なお、見直しにより生じた財源については、各自治体においてさらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めるものとする示されました。

なお、施行期日予定につきましては、平成30年4月1日の予定となっております。以上でございます。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

私のほうからは、大項目2点目の子ども・子育て支援事業で2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、国・県の放課後児童クラブ支援のどのような拡大が図られたかという御質問でございますが、国の放課後児童対策につきまして、児童クラブ関連予算では放課後児童健全育成事業の運営費に対する補助基準額の増額や、新規事業といたしまして放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、実績に応じた賃金改善に要する費用を補助します放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業、夏休み等の長期休暇に放課後児童クラブの利用を希望する子供の受け入れに対します長期休暇中の受け入れ支援、こういったものがございます。

ただし、新規事業につきましては、現時点では詳細な内容が不明ということもございまして、今後、愛西市内の児童クラブにおいて対象要件について確認をさせていただきまして、活用できるものについては積極的に取り組むこととさせていただきたいと考えております。

また、2点目の放課後子供教室、廃止をされ3年経過と、児童館にての居場所づくりの御質問でございますが、児童館、子育て支援センターでは、それぞれの施設で放課後や土曜日にイベント教室が開催をされまして、内容的にも工夫を凝らしたものになっており、児童館便り、子育て支援センター便りなどでお知らせをし、多くの参加者を募っているところでございます。

愛西市の児童館、子育て支援センターでは、児童クラブが同一施設内で実施をされておるため、長期休暇等の対応については、今後一層の工夫が必要となってくると考えているところでございます。以上でございます。

○産業建設部長（恒川美広君）

私からは、佐屋駅周辺の関係で回答をさせていただきます。

まず1点目の状況の評価ということでございますが、佐屋駅周辺へのアクセス道路としましては、駅南側に一般県道佐屋多度線が東西に走っており、都市計画道路として幅員16メートルのアンダーパスで都市計画決定がされております。

県道佐屋多度線は交通量も多い状況などから、適切なアクセス道路の検討が必要と認識をしております。

2点目の、安全対策の今までの状況ということでありますけれども、駅周辺の安全対策としましては、平成27年に愛知県海部建設事務所において県道にドットマークを表示し、安全対策を行いました。

鉄道事業者とは、佐屋駅の送迎等の車の乗り入れをスムーズに行えるように、名鉄敷地内にロータリーを設置する暫定整備を検討してもらおうようにしましたが、社内調整の中で、暫定整備ではなく、総合的な安全対策の面も含めて検討していただくことになり、昨年11月にも名鉄に出向き、駅への送迎について危険であることを伝え、早急に検討していただくように再度お願いをしまいたとところでございます。

○11番（河合克平君）

ありがとうございます。

では、質問の順位は一部変わりますが、再質問は佐屋駅の問題からしたいと思います。

佐屋駅については、今お話があったとおり都市計画決定がされているということですが、これは都市計画決定の内容として26年のときの質問の中でも明らかにしたんですが、佐屋駅の東側の開発、整備もあわせて行うということが都市計画決定、西側の広場をつくりながら東側もつくるとというのが都市開発決定だったと思います。

その内容を、事業者である名鉄さんも総合的に考えるということであれば、東側の整備を市としても積極的に進めていってはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

東側の件ですけれども、佐屋駅の東側につきましては約2,600平米の駅前広場として都市計画決定がされておりますが、県道佐屋多度線の都市計画決定がアンダーパスということもありますし、佐屋駅の東と西も一体的で整備をしなければ事業効果を高めることはできないというふうに考えております。

鉄道事業者、地元地権者などと協力しながら、安全な送迎車両の出入りができるような駅前広場の検討をしていかなければならないと考えております。以上でございます。

○11番（河合克平君）

佐屋駅については御存じのとおり、答弁もあったとおり非常に西側が狭いということがあります。東側についても、総合的に事業効果を高めるということで行っていかなければならないということも今お話がありました。

今、事業者の名鉄さんがどのような状況なのかというのは、ちょっとどこまで検討されてい

るのかというのはまだわからないということのようなんですが、例えば急がなければならないという状況で、できるだけ早く事業を進めない、整備を進めないといけないという状況で、ひとつ、これはちょっと通告はしていないんでわかる範囲でいいんですが、例えば、巡回バスが県道のところで昨年事故が発生しているんです、接触事故が。そのことについては聞いてみえますか。

○総務部長（佐藤信男君）

巡回バスのお尋ねでございますが、そういった事故等の関係につきましては、即座にこちらのほうに連絡が入るようになっております。ですから、承知しております。以上です。

○11番（河合克平君）

26年のときにも詳細をしたんですが、県道沿いのところにバス停があって、そこに18回とまって、3,000人ほどの人たちが乗降をするという状況もあるということもあります。そういったことでは、安全性ということを考えれば、より早くこの計画が具体的に進むことを望むわけです。そのことがまず求めるところでもあります。

また、特に佐屋駅周辺については、非常に暗くて怖いというふうなお話もあります。

これは、写真は夜に撮ってきたんですけど、ほとんど何が写っているのかわからないんですけど、北に向かう道です。右側の明るいところはマンションの外灯なんですけど、そこまでは真っ暗な状況と。

南側に行く道は、こんな形で暗い状況であると。これは荒井製作所さんの東側の道なんですけど、こういう状況であるということを見ると、もう少し明るく安心して通れるような状況というのが、ここだけではなく佐屋駅周辺でつくられるべきではないかというふうに思うわけですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民協働部長（猪飼 明君）

防犯灯という意味だと思いますが、防犯灯の設置につきましては、地元総代さんからの要望書を提出いただきまして、現地確認を担当のほうでしまして、予算の範囲内で設置するか判断させていただいております。

この状態がいいかどうか、まだ総代さんのほうから申請をいただいておりますので、まだ確認はできておりません。以上です。

○11番（河合克平君）

総代さんのほうから要望があればということですが、今のところは要望はありませんよということですね。わかりました。その辺のことについては相談をいたしますが、市のほうからこういうことでちょっと暗いんじゃないですかということで、総代さんに直接相談をされたようなことはありますか、今まで、佐屋駅の周辺のことです。

○市民協働部長（猪飼 明君）

そういった話は伺っておりません。

○11番（河合克平君）

わかりました。明るくする、安全にする、安心して利用できるということについて、また整

備についても鉄道事業者任せではなくということで、市で進めていくべきではないかと思うんですが、市長、お伺いをしたいのですが、事業者の名鉄さんに今どうなっていますかということは11月に聞いたということです。それはわかりました。また、その以前から西側の広場をとりあえず暫定的に、安全に、ロータリーなどをつくって整備できないかということもお話をしている中で、名鉄さんとしては総合的に整備を進めたいという話もあったということも聞きました。

愛西市として、東側の都市計画決定にあるとおり東側の道路について整備をしようと思っっているんだけど、一緒にやりませんかというような、そういう提案的な名鉄さんへの持ちかけというのか、話しかけというのか、そういったものを今するべきではないかというふうに思うんですけれども、その辺について市長としては、佐屋駅の現状も含めて見解をお伺いできませんでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

佐屋駅の状況につきましては、以前から御答弁させていただいておりますとおり、危険な状態であるということは十分に我々としても認識をしております。それを踏まえて、我々といたしましても名鉄、鉄道事業者の方に対しまして、できる限り利用者の方々の安全のために御協力いただきたいというお話もさせていただいておりますし、安全対策をお願いしたいということもお願いをしております。

その中で、なかなか名鉄さんが計画を示していただけないということで、我々としても大変苦慮しているところでございますので、それに新たに全体の開発の御提案をするとか、そういう段階ではまだないのかなど。

まずは、今お願いしていることを早急に何か御返答をいただいて、我々としては緊急的に対応できることをしていくべきではないかなというふうには、今考えております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

地元の住民等を含めて、地元の人たちからすると、また利用している人たちからすると、早く何とか安全対策をとってほしいという強い要望があるのは御存じだと思います。そのことについては一致するところだと思いますので、そういったことでは、こちらから提案的に持っていくということによって、何か事が一つ進むのであればいいなというふうに思っておるものですから、ぜひそういったこともあわせて検討をしていただきたいですし、佐屋駅というのは愛西市のいわゆる顔であるだろうというふうに思っておりますので、そういったことでは今の状況だけではいけないと思いますし、名鉄さんとしても、事業者としてバリアフリー等を含めて駅の改修をしていかないかということも全国的には進めておる、また法律等、また条例等でそういったことも出てきておるところでもありますので、そういったことでは、こちらから提案的に持っていけば、よりよく進むのではないかというふうに感じますので、よろしく願いいたします。

続いて、放課後児童対策についてですが、29年度の国の予算について、運営費の補助の増額というのがありますよということで、先ほどお話がありました。

また、放課後児童支援の人材の確保について、そういうメニューもありますとお話もありました。

また、長期休暇中の受け入れの支援ということで、そういうメニューもありますよという話もありましたが、国の運営費の補助については、確かに今までからすると増額がされている状況です。今までの幾らであって、増額した金額は幾らかというのはわかると思うんですが、部長、教えていただけますか。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

国の増額措置は、国の平成29年度の予算ベースでございまして、具体的にこの運営費補助がどの程度というところについてはまだ詳細が届いていない、そういう状況でございます。

**○11番（河合克平君）**

わからないということでもいいですか。ただ、増額されるということは事実としてわかっているんでしょうか。その辺についてお伺いできますか。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

放課後児童クラブの運営費について、増額を差定されるというところまでは把握しておるとい状況でございます。

**○11番（河合克平君）**

予算で、国が子ども・子育て応援プランというものに基づいて、子ども・子育てについて重点的に予算を配分していくというような、国・県がともに行っているところであります。

今、予算でいうと学童保育、児童クラブの運営費の補助も増額がされるだろうということがあります。増額がされるのであれば、今、愛西市が行っている児童クラブに対する補助、また児童クラブに対する資金については、これも増額がされるのではないかというのは、一般的に、普通に考えるとそう思うんですけども、愛西市の場合は、その増額された金額をそのまま各児童クラブに補填されるのか、増額されるという認識でいいでしょうか。

**○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）**

先ほどの運営費の拡充で、私、詳細は把握していないと答弁しましたが、まずこの29年度の予算案の概要というところで、児童数が例えば36人から45人の場合、従前374万4,000円だったのが、430万6,000円。これはあくまでも案という形で届いておる状況でございますが、愛西市の場合、佐屋児童館を除きまして、児童クラブにつきましては、児童館、子育て支援センターの運営は指定管理で行っております。その中に児童クラブに要する費用も当然指定管理に含まれておりますが、現在、児童クラブに要する費用はおおむねこの補助基準額以上になっておると市は解釈しております。

拡大となれば、この市の持ち出し分に充当させていただくことになるのではないかなという考えでございます。

**○11番（河合克平君）**

国や県が、また政府がニッポン一億総活躍プランとして、子ども・子育て、放課後子ども総合プランに基づいてそういう支援をしていこうということで予算措置をされている。増額化さ

れるんだと思いますが、増額化されるものについては、今は市がそれ以上を出しているから、増額された分は市の財政に充当しますということでは、愛西市が本当に子供の子育て事業に対して支援をしていく、より今まで以上に国・県から補助金がいただけるのであれば、その分だけ増額してもらって、より充実したものにしてもらおうということが本来の子育て支援の充実、拡充じゃないかというふうに思うわけですが、そういった点では、今おっしゃっていただいた市の財源に入れるということってどうなのかなと、すごい疑問に思うところであります。

また、放課後子供教室ということで、3年前に事業を統合したという状況があります。そういったことでは、その当時から国や県の補助事業として放課後子供教室を行っていたという経緯もありますので、3年間たって、とりあえず今のところ継続していることが、今のところ3年間やってきたけれども、今後国のメニューも含めて考えるなら、放課後子供教室の充実ということは補助事業等も発生してくると思いますので、そういったこともあわせて考えられないかということを考えるわけですが、その見解をお伺いできますか。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

現在、現時点におきましては、放課後子供教室につきましては、愛西市内に児童館、子育て支援センターが全小学校区で整備をされておる中、居場所づくりとしても一般来館で可能でございますので、そういった予定は今はございません。

#### ○11番（河合克平君）

予定はないということですが、本来、放課後子供教室はその役割を児童館に担っていただいて、放課後の子供の居場所づくりをしていくということが部長の答弁でもあったと思いますけれども、そういったことを考えるなら、今の補助金ですとか、その当時補助金があったと思うんですが、そういったものを利用しながら、もう一度この放課後子供教室の役割を児童館に担ってもらおうということをやりたいと思うんですが、いかがですか。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

仮に、児童館、子育て支援センター内におきまして放課後子供教室を実施する場合は、学校の敷地ではないということで、これが連携型という扱いでございます。その場合は、市としまして運営委員会の設置、また研修会等の実施をするということが必要とされております。

現在、現時点におきまして、そういった状況は直ちにできるものではないというふうに思っております。

#### ○11番（河合克平君）

子育て支援の充実ということで取り組んでいるということやいろいろ聞いておるところですが、今2点にわたってこうしたらいいんじゃないかという話をしたところであります。

また、放課後児童支援員というものについても、必ず今後は必要になるわけで、そういったことでは、その放課後児童支援員の人材確保、また処遇改善ということで、年間、月に1万円ほど収入を改善できるような方策というのは、国が今予定をしている内容ではないかというふうに思うんですが、それについては、先ほどの答弁では順次確認をしていきますということだ



ったんですけれども、そういったものがあれば放課後児童クラブへの支援として上乗せをするという認識でいいでしょうか。

#### ○子育て支援プロジェクト担当部長兼児童福祉課長（伊藤辰明君）

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業というのは平成29年度の新規事業で、放課後指導支援員について、勤続年数、研修実績等に応じた賃金改善に要する費用ということで、仮にこれを助成するとすれば、当然その指定管理者、受けたところがそれを実施した上でというふうに思いますし、またこの内容について、用語等内容をよく確認した上で検討をしてみたいと思っております。

#### ○11番（河合克平君）

その支援員の処遇改善については、もしそういう形になれば、実際に実態を把握しながら、そのことについては支援は児童館、また放課後子供クラブの支援員のほうには支給をしていくという立場で確認をしたいんですが、先ほどは、児童館の運営補助については、ふえた分については国がふやしても市がいっぱい入れているんで、それ以上は払うつもりはなくて、市の財源に入れますというような話もあったところであります。

子育て支援ということであると、利用者が利用しやすいということと、利用していただいた児童・生徒が十分にその役割を享受できるということがやはり必要かと思いますが、市長に聞きますが、今、国・県で子ども・子育ての支援を進める中で、国と県はたくさん今までよりもふやした交付金と補助金は払いますと。その分について、市としてそれを児童館なり児童クラブに加えて支払うべきじゃないかと僕は思うんですけれども、そのことについての市の見解と、先ほど処遇改善については実態を把握しながらやりますということ、それはプラスアルファにしていだけるということ、それはそのように思っておりますが、あと子ども・子育て、放課後子供教室についても、今のところ考えていないですよということですけども、放課後子供教室について、県と国と事業補助を受けながら、一旦そういったことも考えていくことも必要じゃないかと思うんですが、市長の見解として、増額をしていくべきじゃないかと僕は思うんですけれども、市長はどう思っているのでしょうか。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から答弁をさせていただきます。

まず最初に、国・県からの補助がふえた場合の市の対応ということでございますけれども、担当部長が答弁させていただいておりますが、現在は補助基準額以上の補助をしながら指定管理を指定させていただいて、それぞれの指定管理の受託団体さんをお願いをしているということでございます。

今後、国・県がその基準にのっとった補助を市にしていだけるということが、どれぐらいの金額を補助していただけるかわかりませんが、市といたしまして、内容を確認して対応を検討していくということになると思っております。

現在の基準と改正後の基準がどのように決定をされるかということも変わってくると思いますので、その辺を十分に検討して、また受託団体さんとも協議を踏まえて対応していくことに

なるかなというふうに思っております。

当然、指定管理者を受託するに当たって、さまざまな計画等提案をしていただいて、それに沿って我々はその団体さんに指定管理者をお願いしているという経緯がございますので、そういうことも踏まえた対応になってくるのではないかなというふうに思っております。

あと処遇改善につきましても、先ほど部長が答弁したとおり、内容がわからない、詳細がわからない段階でこうなるだろうという答弁はなかなかできませんので、またそういったことが決まりましたら、我々としては適宜検討して対応していくことになるというふうに思っております。

放課後子供教室、または児童クラブにつきましては、多くの児童・生徒の方々の放課後のそれぞれの生活の場として我々としては対応しているわけでございますけれども、児童クラブにつきましても、先ほど吉川議員から質問がございましたけれども、かなり多くの児童・生徒の皆さん方に来ていただいているということと、一般に、来館をしていただける子供さんたちの状況等を勘案しながら対応していかなければならないというふうに思いますし、放課後子供教室につきましても、議員御承知のとおり土曜日にも実施をさせていただいておりますので、そういった状況を踏まえながら、今後できる限り状況を見て、状況に合った、時代に合った対応をしていくように我々としては考えていくべきだろうというふうに思っております。以上です。

#### ○11番（河合克平君）

市長、もう一つ聞きたいんですけど、国からの基準額が上回った場合、国からの基準額は去年からすると増額される予定なんですけど、でも、市が払っているのは基準額がその増額された金額以上なので、増額された分は市の財政に入れますというお話だったんですね。

今、市長の話の話を聞いていると、それは出てみないとわからないし、どれだけ増額するかわからないよという話なんですけど、基本的に国・県、昨年と比べてことしは増額されるという、交付金を増額されるという予算を今立てている状況のようですので、50万でも60万でも増額されれば、その分だけ今の指定管理者にたくさん支払ってあげるという立場にいるというふうに認識をしていいのか、それとも60万なら60万ふえたんだけど、市の基準よりも少ないから市のほうの財政に入れるようにしますよという判断をするのか、その判断のときだけ、どちらを基準にするのかだけ教えていただけますか。

#### ○市長（日永貴章君）

そもそも国・県からの財源につきましては、その財源目的は決まっていますので、当然いただいた財源は目的に対して配分すると。それに伴って、今年度よりも一般財源分に余裕が出た場合、その財源をどのように使用するかということは、先ほども御答弁させていただきましたけれども、市としては増額することも考えられますし、ほかの事業につけることも考えられますので、それはやっぱり議員もおっしゃられました金額も基準もしっかりしたときに、我々としてはそれが有効的に使用していただけるのか、団体さんがどういう目的でどういう事業を、どういう人員配置をするのかによって我々としては判断せざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、今、ただ単にふえたから、その分をそのまま指定管理者につけるということ

にはならないと。

当然それに対しては、しっかりとしたどういったものに財源を充てるんだということを指定管理者の方々にも示していただかなければならなくなってくるというふうに思いますので、その辺は今の状況ではなかなか御答弁をはっきりとすることはできないのかなというふうに思っています。

#### ○11番（河合克平君）

わかりました。そのような状況になったときにどうなるのかというのをまた聞きたいんですが、私の先ほどの疑問としてお話ししたところについては、国・県が増額するんだったら、増額分は各児童クラブに支払いをしてほしいというのが一番いいのではないかなというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

続いて最後の、一番最初に質問して最後の状況になるんですが、まず子供の医療費の助成の件についてお話をさせていただきます。

ちょっと見ていただくと、これは今から2年前、2014年、平成26年のときの子供医療費の助成の状況です。

ピンクのところは小学校まで負担があったり所得控除があったりというところですが、黄色は中学校の負担があるよと、あと水色は全て中学校まで完全無料化と、ブルーは高校までというところでした。

これが先ほど答弁があった来年度からどうなるかというところ、こうなります。小学校まで、または小学校までも、それ以上でも、所得の状況がある等々を含めて、それがピンクのところの3カ所になります。中学校の一部負担金というのは、黄色のところの2カ所になる状況であります。

そういったことを考えると、今、全県的に非常に子供の医療費の助成の状況というのが進んできている状況であるんだと。申しわけないですが、愛西市というのをおくれているんじゃないかなということと言える状況となってしまったのではないかなというふうに考えるわけですが、この子供の医療費の助成の拡大というのは本当に急務じゃないかなということを考えているところです。

また、県内の90%の自治体は水色またはブルーのところなので、完全無料化または高校生まで費用をしているというところになります。

愛西市において、この間も何度か聞いてきたんですが、中学生の医療費の無料化をするための予算は一体どれぐらいなのかということをお伺いできますか。

#### ○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今、拡大の予算ベースの額はというお尋ねでございます。

仮に、中学校3年生までを全額助成という形で拡大した場合を想定してお答えをさせていただきます。

この場合、生徒数につきましては、29年4月以降の推定数を使用いたしまして、1人当たりの医療費につきましては、27年度の小学生の1人当たりの支給の決算額で試算をさせていただ

きますと、約5,910万円ほどとなる予定でございます。以上です。

○11番（河合克平君）

平成26年のときには6,725万と言っていました。平成27年では6,650万と、平成29年では5,910万ですか。かなり生徒数が減っている状況なのかなということは感じるわけですが、12月議会のときには、医療面の経済的負担の軽減は、ナショナルミニマムとして国の責任において環境整備が必要だと考えているというふうに答弁がありました。

そういう答弁ではありましたが、現状こういうふうに一層進んでいる状況の中で、今どう考えていらっしゃるのかお伺いできますでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

現状、今後も国への要望は続けながら、市の将来に向け、持続可能な制度運営が必要と考えておりますので、現状維持という形でいきたいと考えております。以上です。

○11番（河合克平君）

こっちのほうも用意してきたので、見えやすくするんですけど、赤いところ、津島市と愛西市と北名古屋市はできていないというところです。こういう状況で集計してみました。

愛知県の中学生の人数というのが、昨年出たものが最近速報で出ました。愛知県の中学生の人数は21万3,816人、21万人です。愛西市は今5,990万ということだったので、大体3万で割り返すと1,960人ぐらいの推計です。

1,960人の中学生は、21万人おる中で愛西市が1%にも満たないんですけど、1%にも満たない中学生が医療費のことについて不安を、またいつでも医者に行ける、また健康の不安を、少しでもリスクが減る状況になるということには、今、愛西市の中学生はなっていないんですね。全県の1%に満たない、0.9%ぐらいの中学生なんですけど。

そういう状況だということなんですけど、今、部長から現状のままというお話もありましたが、市長、それは同じ見解ですか。

○市長（日永貴章君）

子供医療費の拡大につきましては、議員、過去からいろいろな御意見等をいただいておりますし、我々としてもいろいろな課題があるということで、できる限り対応していきたいというふうに考えております。

しかしながら、議員も今回の質問でございましたが、国・県の動向、また今回、市議会の皆様方に請願も提出をされておりますので、過去にも提出をされておりますけれども、そういった動向を注視しながら考えていかなければならないかなというふうに考えておりますし、引き続き当然国・県に対しましては、誰がどこに住んでも同じような状況を踏まえていただけるよう、要望活動はどういった状況になろうとも続けていきたいというふうに考えております。以上です。

○11番（河合克平君）

先ほど、大体5,910万円ということで予算のお話もありました。1,970人という話をしましたが、大体1人あたりは3万円なんですけど、小学生の平均というのは。小学生の平均3万円とい

うと、医療費の金額については3割負担が3万円ですから、大体10万円ぐらいです。1人の小学生の医療費負担は、今年度の、27年度の国保会計の決算を見ると、国保会計で平均すると1人平均は27万円という金額が載っておりました。

子供医療費が増大するんじゃないかとか、財政的に非常に持続可能性というものを考えるなら、今するのはできないというふうにおっしゃられるんですけども、実際にはコンビニ受診という理由で、そういうことは必要ないんじゃないかという理由を聞いたこともありますが、実際にそういったことを理由にして、子供が健やかに成長する、そういう状況を愛西市が阻むようなことがあってはならないんじゃないかなというふうに思います。

いろいろなことをしないといけないということを言ってみえました。確かに市の運営上、いろいろなことをしていけないといかんということはあります。ただ、今言った全人口の1%に満たない中学生が医療の不安を抱えながら、病気になってどうしようかというふうに不安を抱えながらいるというのも実際であります。

市長にお聞きしたいんですが、私は医療等の負担というのは、経済活動や子育てのように、みずから進んで医療にかかりたい、みずから進んで利用したいというものではなくて、自分の意思にかかわらず病気にはなってしまうものだというふうに思います。そういったことでは、病気になってしまう危険性を、少しでも愛西市として、市として、住んでいる子供たちの危険を取り払っていくということが今重要ではないか。

国民健康保険または社会保障もそうですけれども、社会保障はもともとゼロ割負担でした。できた戦前、戦後のときには。そこからさまざま負担が出てきているんですけども、もともと保険というのは自分の意思で病気になるということではなくて、自分の意思と関係なく病気になってしまうということの状況だと思いますので、そういったことでは、そういう医療費の負担というのは、貧困の人もお金持ちの人、みんながお金を出し合って負担をしていくというのが本来的な考え方であるんじゃないかというふうに思っております。

そういったことでは、今いろいろとやることがあるということなんですけれども、いろいろとやることのある中の一つとして、この子供の医療費の無料化というのは早急に進めていくべき、また議会の状況を見ることなく市長自身の決断によってできることではないかというふうに感じております。

特に、これは新聞報道であったんですけど、あま市の担当者は、子供の健全な育成につながるということが最初に出てきていました。また、犬山市の広報でも、病気の早期対応で重症になるのを防ぎ、健康増進や安心の確保につながることを市の広報で書いています。また、そういったことは若い世代の定住促進によって地域経済の活性化、さらには高齢者対策も含めた自治体運営の安定化にも役立つということを、市の広報としてそのように書かれているところを見ました。

そういったことを考えると、ただ単に小・中学生の医療費の無料化ということについては、いろいろとやることがあるけれども、それは後に置いておいていいという問題ではなくて、それを進めることによってやはり愛西市のより今後の発展というのがつくられるものではないか

というふうに考えます。

そういったことでは、市長が前回の、2年ぐらい前のときに、愛西市の皆さんが安全で安心してより豊かに住んでいただいて、少しでも活力のある愛西市にしていくためにはどのようなことをしていけばいいかということを考えながらという答弁をされているんですね。そういったことでは、中学生が学校で病気になって病院に行かなければならなくなったときに、学校の先生がお母さんに電話をして連絡がとれればいいですけど、とれない中で、じゃあやっぱり負担が出てくるんで病院に連れていけないわというような、そういう状況が今発生する可能性のある医療制度になっておりますので、そういったことでは義務教育中の医療費の無料化、愛知県の中学生のうちの1%に満たない愛西市の中学生を守っていくということが、早急に行っていく課題だというふうに感じます。

議会云々ということは置いておいて、市長としてどのようにしていきたいのかということについてお伺いできますか。

#### ○市長（日永貴章君）

議会云々は置いておいてという発言は、ちょっといかなものかなというふうには、やはり我々としては提案をさせていただいて、議会の皆様方に御説明をさせていただいて御理解を得て、さまざまな施策を推進していくということでございますので、やはり今回のこの子供医療費につきましても、議員の皆様にもし我々が提案したならば、それが認められるかどうかということも判断材料の一つに当然なってくるというふうには思っております。

我々としては、今議員が私の過去の発言を紹介していただきましたが、できる限り市民の皆様方の安全・安心のためにさまざまな施策を実現していきたいというふうには思っていますし、また今後、市はもちろん日本を支える子供たちが活躍できる場を提供できるよう、我々としてもさまざまな課題に対しましてできる限りの対応をしていくということを考えて、現状進めておりますので、御理解いただきたいというふうには思っております。

#### ○11番（河合克平君）

今、議会の動向を見て判断するというをおっしゃっていらっしゃいましたが、前回のときには議会で反対をされた方はいらっしゃらないんですよ。今の段階では賛成できない、不要だと思っていないとか、今の時点では反対という話で、それぞれ理由は財政的な状況だと、財政が厳しいのに、そんなことすぐにできないんじゃないのというお話がありました。そういったことを考えると、財政的な状況というのは非常に変わってきた、そのときからすると変わってきたということもあります。

また、貧困の対策または子育ての支援等といろいろありますが、もともと医療費については、先ほど申しましたけれども、貧困やお金のあるなしにかかわらず子供というものが尊重されるべきであろうと、子供の権利を尊重すべきだろうということから、今、どんどんほかの他市町でも中学校の医療費の無料化というのは進んできているんだというふうには思いますので、そういったことでは、市長のお気持ちとして、議会の状況というのがあるということはおっしゃっていますけれども、市長のお気持ちとして、近々、例えば来年でも再来年でも、そういう

近々の状況として行っていきたいというふうに思ってみえるのか、それともいつになるかわからんけれども、とりあえず検討してみますよということなのか、その辺についてお伺いできませんでしょうか。

**○市長（日永貴章君）**

私個人的の意見といたしましては、できる施策は全てやっていきたいというふうには、限りないそれぞれの財源、また人材があれば、やれることは全てやっていきたいというのは、当然議員の皆様方も考えることであるというふうに思っておりますので、私の率直な意見は、やれるべきものは全て実現をしていきたいなというふうには思っておりますけれども、その実現のためにはさまざまな手法等を検討しながら進めていかなければならないかなというふうに思っています。

まずは市長としての責任がございますので、そういった部分を考慮しながら検討していくべき課題といたしますか、実現させるためにはどうしたらいいかということの施策の一つではないかなというふうに考えております。

**○11番（河合克平君）**

愛西市の子供が不安な状況であるということを一刻も早く改善をするというその責任は、市長にあるのではないかとこのように思っておりますので、当然二元代表制の中で議会の責任も僕はあると思います。できない、やらないことについて。

ただ、この3年間でおくれるだけおくれて、本当におくれてしまったんだなというのが現状の実態でありますので、そういったことを含めて、議会としても、執行部としても、市長としても、今後どうしていくのかということについては早急に実現できるように考えていただきたいというふうに思います。

本当に、弱者であるということと、それは社会全体で支援をする、育てる、子供は宝であるという視点に立って、早急に進めていただきたいというふうに希望いたしまして、終わりたいと思います。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

11番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を4時半からいたします。

午後4時20分 休憩

午後4時30分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、休憩を解きまして再開をいたします。

次に、質問順位6番の4番・神田康史議員の質問を許します。

神田康史議員。

**○4番（神田康史君）**

通告に従い、一般質問を2つのテーマでさせていただきます。

まずもって、先般、12月のときに細菌性腸炎で私ダウンしまして、急遽辞退させていただき

ましたことをまずもって謝らせていただきます。済みませんでした。

まず第1のテーマ、公契約条例と労働条件審査、これについては28年6月の定例会の一般質問においてさせていただきました。まずこの問題からいきたいと思います。

少し復習をさせていただきます。まず、公契約条例というのは、国または地方自治体が一方の当事者となり、売買、賃貸借、請負、委託等の契約の総称であると市は回答していただきました。また、公契約条例の制定目的は、公契約の透明性、競争性、品質を確保しつつ労働者の労働環境の整備を図ることであると回答いただきました。労働者の労働環境の整備を図る、ここが一番重要なところだと私は考えております。

条例制定の背景には、まず地方財政の悪化に伴い、公共施設の運営管理が民間に委ねられたこと、いわゆる指定管理者制度ですね。公共工事の減少や競争入札等の導入拡大が、業者間の苛烈な競争のため労働条件の低下を招き、皆さん御存じのようなワーキングプアの増加の一因となっている。ワーキングプアとは、おおむね年収200万円以下の正規、非正規の従業員のことを言われます。

これを、先ほど午前中の吉川議員のように母子家庭に当てはめてみると、子供たちの相対的貧困の問題、それから若者では将来の結婚への困難化を招いて、我が国の人口減少の一因ともなっている。つまり、労働環境の整備が解決策の一つではなかろうかと思えます。そのための公契約条例の制定なのではないかというふうに考えております。

この取り組みに対し、市の現状と取り組み姿勢については施工体制台帳によってチェックをする。そして、チェックシート、これは労働環境報告書でありますけれども、を用いた担当者の現場・現状把握。3番目、県の動向を注視しつつ、ガイドラインを明示し、周知徹底を図る。ステップの4番目、公契約条例の設定による公契約の適正化。これが昨年6月の一般質問時の答弁というふうに理解しております。もしこれに誤りがあれば、答弁中に訂正もしくは補充していただければありがたいと思えます。

今るる申し上げたことを踏まえて、ガイドライン策定とチェックリストによる契約の管理、チェック体制の強化に向けての取り組みの進捗状況はという部分でお伺いしたいと思います。

市においては、ガイドラインの策定とチェックリストを用いた施工会社の健全化及び委託契約、これは競争入札、随意契約等でありますけれども、チェック体制の強化に取り組んでいくと回答をいただいております。その後の進捗状況をお聞かせ願いたいと思えます。

前に渡しましたガイドラインのチェックリスト及び愛知県の公契約条例、あるいは労働環境報告書を御参照の上で御回答いただければと思えます。よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

私のほうから答弁をさせていただきます。

まず進捗状況につきましては、財政課においてガイドライン案を作成しまして、入札指名業者審査委員会で審議を重ねている段階ですが、おおむね内容が確定してきましたので、同時に実施に向け、関係各課への周知や具体的な取り組みについて調整を行っております。

具体的な取り組みの開始時期といたしまして、平成29年4月から、ガイドラインをもとに公



契約の適正化や施工体制の健全化により、より一層取り組みたいと考えています。先に取り組めるものは先行して取り組んでおりまして、工事では施工体制台帳の確認を実施し、下請業者の社会保険や雇用保険の加入状況について確認をしております。

また、入札の適正化という部分では、従来から入札案件を主に審査していた審査委員会の審査案件を、工事は1,000万円超、設計等コンサルは500万円超に限定し、随意契約については、適正な運用ができるように、審査委員会に下部組織である審査部会を審査委員会別に組織し、工事は130万円、設計等コンサルは50万円、備品購入は80万円、リースは40万円、委託等は50万円を超える案件を審査案件とし、チェック機能の充実に取り組んでおります。

また、逆に契約の相手方となる事業者に影響が出る一部の取り組みについては、周知期間を半年ほど設けて、平成29年10月から実施する予定をしております。

次に、愛知県が人件費要素の高い一部の契約において提出を求めている労働環境報告書につきまして、当市においても愛知県が使用している労働環境報告書に準ずる報告書を事業者に提出を求める予定をしております。以上です。

#### ○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

次に、公契約条例制定に係る課題と懸念でありますけれども、愛知県の公契約条例によると、元請、下請を問わず全ての労働者、これは一人親方も含むわけですが、労働条件のみならず労働環境の整備を求めています。当然、公契約の相手方、つまり取引業者の反対・反発も予想されます。そのような課題に対し、市はどのような助言、あるいは一定の強制力を持った指導をしようとしているのか。また、実際に指導をしたのかについて御回答ください。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

労働条件及び労働環境の整備に関して、過去に契約の相手方に指導したことはございませんので、今後いろいろと指導する中で、相手方から反対や反発もあり得ると、こういうように考えられます。その対応として、契約の相手方を決定する入札において、一般競争入札の場合は公告文、指名競争入札の場合は通知文に、この工事については公契約に関するガイドラインに基づき、労働環境報告書やその他必要書類を提出してもらう旨の周知を行います。

また、契約の相手方としてふさわしくない労働環境にもかかわらず、市の指導に対して是正が図られないような状況ならば、指名停止や指名の見合わせの措置をとることはできる、このように考えております。

#### ○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

最後の部分の、いわゆるふさわしくない労働環境にもかかわらず、市の指導に対して是正が図られない状況という場合に、指名停止等をとる措置はできるというふうに御回答いただいておりますけれども、もう一步踏み込んで、例えば企業名の公表、それからそういった企業が下請として潜り込むことを防止するような、排除するような方策、こういったものまで含めて、実効性の担保を図っていただきたいと思います。ぜひ御検討ください。

次に行きます。労働条件審査の推進という部分です。

これは、愛知県の労働環境報告書では、労働条件、労働安全衛生、賃金、環境改善に向けた取り組みについて簡易記載を求めていますけれども、まだまだ非常に甘いと考えられます。

ここにそれがあります。これを見てもみますと、労働条件については、賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますかという問題、これは労働契約法の問題だと思いますが、それから常時使用する労働者が10人以上の場合、就業規則は作成されていますか、そして基準監督署に届け出られていますかという問題。それから、法定労働時間、1日8時間、週40時間以内で、もし労働時間を延長する場合、休日労働、時間外労働をするわけですから、三六協定は届け出られていますか。あるいは、39条の法定の年次有給休暇はきちっととらせていますかというような本当に初歩的な部分だけを取り上げて、労働条件、安全衛生、賃金等をチェックさせています。

今の段階では、それもやむなしかなと思いますけれども、これでは少し甘いというふうに考えますけれども、それで体系的なチェックをしようとした場合には、やはり労働条件審査等の導入は必要と考えられます。かなり複雑多岐にわたり、専門的になりますので、具体的には他に委託をすることも選択肢の一つと考えられます。現状、千葉県の野田市とか愛知県の岡崎市等がされております。

この提言に対して、つまり労働条件審査等への対応、要はチェックシートをもう少しきちんとして、そういったもう少し高度なものを導入したらどうかという提言に対して市はどのように考えてみえるか、御回答をお願いします。

#### ○総務部長（佐藤信男君）

労働条件の審査につきましては、内容がかなり多岐にわたり、複雑で大変なものになると予想をしております。県内でも、公契約における労働条件の確認作業を委託している団体があることは把握をしておりますので、選択肢の一つとして参考にしながら審査体制の整備を進めていきたいと、こういうように考えております。

#### ○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

私も資料を愛西市にいただきまして、公契約に対する指針等を29年4月からどういう対応でされていくかということは一通り目を通させていただきました。幾つかの資料もいただいております。ガイドライン、先ほど申し上げたいいわゆる県の動向を注視しつつ、ガイドラインを明示し、周知の徹底を図り、その後、公契約条例の設定に向かって公契約の適正化を図るという方向は、私は正しいと思っております。

ありがとうございました。以上でこの公契約についての質問は終わります。

#### ○議長（大島一郎君）

神田議員に申し上げますけれども、先例集34では、一般質問は最初に一括質問、それから一括答弁方式として、再質問は規定はございませんが、そういうことで、次の通告いただいておりますナンバー2、職員に対する過重労働対策については最初の一般質問が行われておりませんの

で、今回認められませんので、次に気をつけてください。よろしいですか。

今回特別に認めます。次から気をつけてください。

#### ○4番（神田康史君）

議長のお許しをいただきましたので、あと10分程度で終わりますので、よろしく願いいたします。

市の職員の過重労働対策、この部分であります。

私はここに新聞の切り抜きを幾つか用意させていただきました。2016年、平成28年10月15日の新聞であります。大手広告代理店、電通で社員が過労自殺をしたことを受けて、東京労働局は実態調査に入りました。通常は、実際に発生した事業所だけが、大体臨検の対象になるわけですが、今回は関西を含め3カ所ほぼ同時に入っております。ということは、かなり本腰で国がされている。もちろん電通といえば広告代理店で日本一の企業です。その中で起きている事故に対して軽視するわけにはいかないという状況があるかと思えます。

今後、行政指導に当たる是正や悪質な違法行為があった場合には、刑事事件としても立件するというふうに新聞に載っておりますし、長時間労働問題を専門に扱う過重労働撲滅特別対策班のメンバーから成る8人が入ったということもいわれております。

この亡くなった方、高橋さんという方なんですけれども、この方は、入社し本採用になった10月、4月入社で10月本採用です。そして11月の上旬には鬱病を発症したものと見られる。調べてみると、発生前の1カ月の残業時間が150時間に達したと判断され、2カ月前の約40時間から急増していたと。これだけ労働時間が長くなると、一般的には業務との因果関係が非常に注視されるというような問題です。

それからもう一つ、ワタミの件がありました。ワタミと聞くと、皆さんすぐに思い浮かべるのがブラック企業というお名前だと思います。この言葉が広がったのはこれがきっかけだと思います。結果的には和解をされましたけれども、これはワタミの子会社である居酒屋和民で働いた森さんという女性が、入社2カ月後の2008年6月に自殺をした。それで、12月2日に自殺は過労が原因として労災認定をされています。賠償額が1億3,365万、こんなような高額になっております。ただ、これは全て民間企業で、労働基準法等の適用のある事業所の問題であります。

さて、これを愛西市の職員に置きかえた場合、いかがなものだろうかという問題があります。御案内のように愛西市は地方自治体ですので、当然に職員の方は地方公務員であります。そうすると、まず市職員の地方公務員は労働基準法の適用はあるのかという問題が1つあります。次に実態として、市において鬱病、その他就労不能の状況にある職員が存在しているのかどうか。その数は、また原因はという問題があります。

3つ目に、平成27年度実績報告書によれば、公平委員会事務事業があり、申し立て件数はゼロとなっています。また、職員メンタルヘルス事業もあり、毎年執行率は微増しております。一応の対策はとられているものの、十分に機能しているかどうか、この点について疑問が残ります。御回答をお願いします。

4つ目、職員が就労不能により長期にわたる場合。民間企業においては就業規則等により休職処分となるケースが一般的です。職員の場合の休職規定はどのようになっているか。また、その間の賃金保障や休職期間についての定めはどうなっているか。これについて疑問があります。

5点目、休職期間が終わったときに、復職という問題が出てきます。復職時に主治医の見解と市の指定医の見解が異なるケースが多々あると考えられます。これは民間ではよくあることです。そのような場合、どのような対応をされるのか。また、復職不能な場合は解雇なのか退職なのか、どのような対応をされるのかについて御回答をお願いします。

1点、2点、3点、4点、5点です。まとめて結構です。よろしくお願いいたします。

#### ○企画政策部長（山内幸夫君）

それでは、順次答弁をさせていただきます。

まず1点目でございます。地方公務員は労働基準法の適用はあるのかどうかということですが、一般職に関しましては、原則労働基準法の適用になります。ただし、地方公務員法第45条の公務災害補償ですとか、第52条から58条の職員団体など、地方公務員法に別段の定めがある場合は労働基準法の適用が排除をされております。

次に2点目で、市職員の鬱病その他就労不能の職員数と、その原因についてのお尋ねでございます。

平成29年2月1日現在の状況でございます。5名ということになっております。また、原因に関しましては調査をいたしました。個人的な要因での鬱病ということでございます。

次に3点目で、職員のメンタルヘルス事業が十分に機能しているのかということでございますが、平成25年度に管理職に対しましてラインケアの研修を実施いたしました。平成26年度から5月または6月に、全職員に対しまして外部講師によるメンタルヘルスケアを実施して、セルフケアの方法等を学習をしております。

また、4月には新規採用職員に対し、心の健康に関する研修を実施し、ストレスに関して網羅的に取り組みを行い、学習をしております。

さらに、平成27年12月に改正労働安全衛生法でストレスチェックが義務化されましたが、本市におきましては平成24年度から独自にストレスチェックを行っております。その結果、メンタル不調者の抑制につながっているというふうに考えております。

4点目で、市職員の休職規定及び賃金補償や休職期間等についてのお尋ねでございます。

休職に関しましては、地方公務員法第28条に基づき、愛西市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の第3条で、期間は3年を超えない範囲というふうに定めております。

また、休職者の賃金に関しましては、愛西市職員の給与に関する条例第26条第3号で、休職期間開始から1年間は8割の支給と定めております。

最後、5点目でございます。復職時の主治医と市の指定医との見解の違いがあった場合ということですが、復職不能の場合の対応といたしましては、まず復職に関しましては、初めに復職訓練を行います。これは本人により訓練の申し出をしてもらいまして、その後、主治医と市

の指定医の別々の医師の診断を受け、両医師より訓練の了解が出て初めて訓練の実施というふうになります。そして、訓練修了時には再度両医師の診断をいただき、復職可能かどうかの判断をしていただく流れとなりまして、復職に関しては慎重に取り扱っております。

また、復職不能の場合でございます。休職期間を超える場合は退職という対応をとっております。以上でございます。

○4番（神田康史君）

ありがとうございました。

通常の民間に比べてかなり、3年を超えない範囲とか、それから休職の場合の賃金の補給が8割とか、民間を超える十分な保障がされているというふうに感じました。結構です。

短いですが、以上で質問を終わります。

○議長（大島一郎君）

4番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とすることに決しました。

なお、8日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時56分 散会

